

静岡県森林共生基本計画

2022 - 2025

2022年（令和4年）3月

静岡県 経済産業部 森林・林業局

静岡県 くらし・環境部 環境局

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の実施	1

第2章 森林や林業・木材産業を取り巻く現状と社会経済情勢

1 本県の森林の現状	2
2 本県の林業・木材産業の現状	2
3 森林や林業・木材産業を取り巻く社会経済情勢の変化	4

第3章 基本方針

1 基本理念	6
2 目指す姿	6
3 基本理念の具体化の方向	6

第4章 基本計画

方向1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長	9
(1) 林業イノベーションの推進による県産材の安定供給	9
(2) 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着	15
(3) 県産材製品の需要拡大	18
方向2 森林の公益的機能の維持・増進	21
(1) 森林の適切な管理・整備	21
(2) 多様性のある豊かな森林の保全	26
方向3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり	32
(1) 県民と協働で進める森林づくり	32
(2) 新たな価値を活かした山村づくり	36
方向4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現	38
(1) 森林吸収源の確保	38
(2) 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進	42
静岡県森林共生基本計画に掲げる施策とSDGsとの関係	45
数値目標一覧	47
森林・林業・木材産業の現状（データ編）	51
用語解説	65
資料編	69

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

県は、2005年（平成17年）12月に、県民が、森林を守り、育て、活かすことで、森林との良好な関係を築きながら、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる「森林との共生」により、森林の力を高め、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「しずおか」を創造し、未来に引き継いでいくため、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」を制定しました。

この条例の第11条に基づき、森林との共生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、森林や林業・木材産業を取り巻く現状と社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな「静岡県森林共生基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「静岡県の地域資源の活用と新しい価値の創造によるものづくりの振興に関する条例（一流のものづくり・ものづかい振興条例）」（2011年（平成23年）3月制定）第9条に基づき策定する「静岡県経済産業ビジョン2022～2025」の「第4章 林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮」に位置付けます。

また、県の総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」と一体的に施策を推進する分野別計画に位置付けられます。

3 計画期間

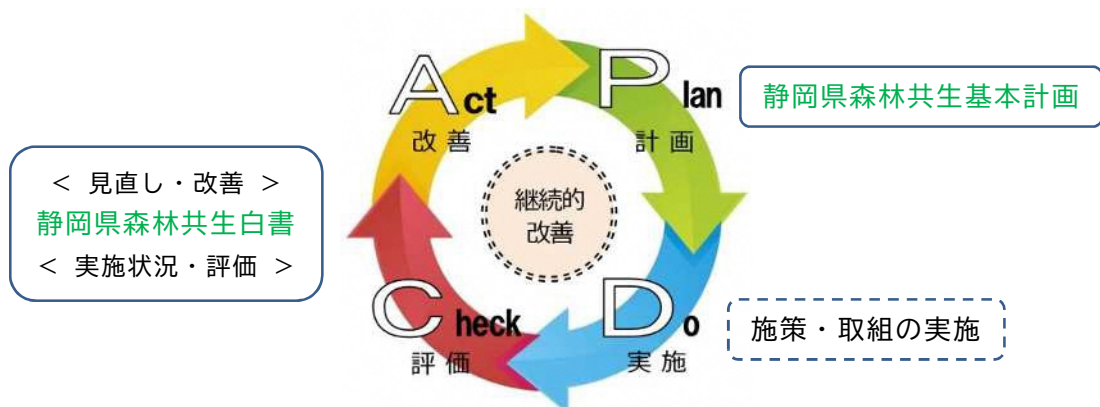
2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）の4年間とします。

4 計画の実施

施策の実施に当たっては、県民の方々、関係団体、市町、企業、NPOなど、様々な主体と連携し、協働で取り組みます。

また、定期的に施策の進捗状況と成果を評価し、社会経済情勢の変化などにも対応した見直しを行うPDCAサイクルの徹底による継続的な改善に取り組みます。

施策の実施状況や見直しの内容などは、静岡県森林と県民の共生に関する条例第12条に基づき、毎年、「静岡県森林共生白書」を作成し、公表します。



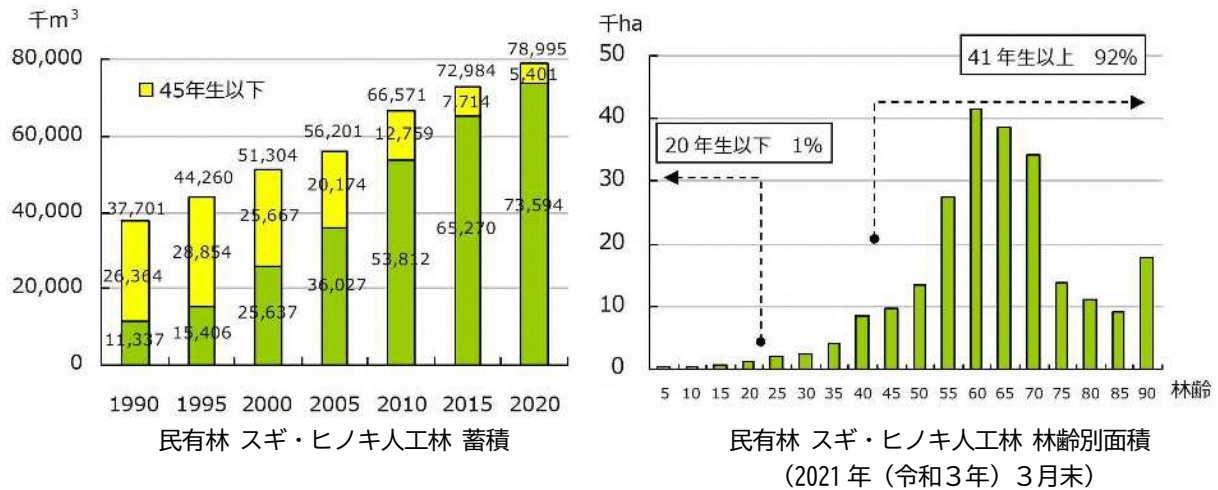
第2章 森林や林業・木材産業を取り巻く現状と社会経済情勢

1 本県の森林の現状

県土約 78 万 ha の 64% に当たる約 50 万 ha が森林であり、そのうち約 41 万 ha が民有林、約 9 万 ha が国有林です。

森林の蓄積（木の体積）は約 1 億 2 千万 m^3 であり、民有林の蓄積約 1 億 m^3 のうち針葉樹は約 8,500 万 m^3 、広葉樹は約 1,500 万 m^3 となっています。針葉樹の多くを占めるスギ・ヒノキ人工林の蓄積は約 8,000 万 m^3 で、年間の増加量（成長量）は約 120 万 m^3 となっており、森林資源は年々充実しています。

スギ・ヒノキ人工林の 9 割以上が木材として利用可能な林齢 40 年生を超え、林齢の構成は 50～80 年生に偏り、逆に若い 20 年生以下は 1% 程度しかなく、非常にバランスが悪い状態になっています。伐採して木材として利用し、植え替えていかなければ、今後ますます高齢林化が進行することになります。



2 本県の林業・木材産業の現状

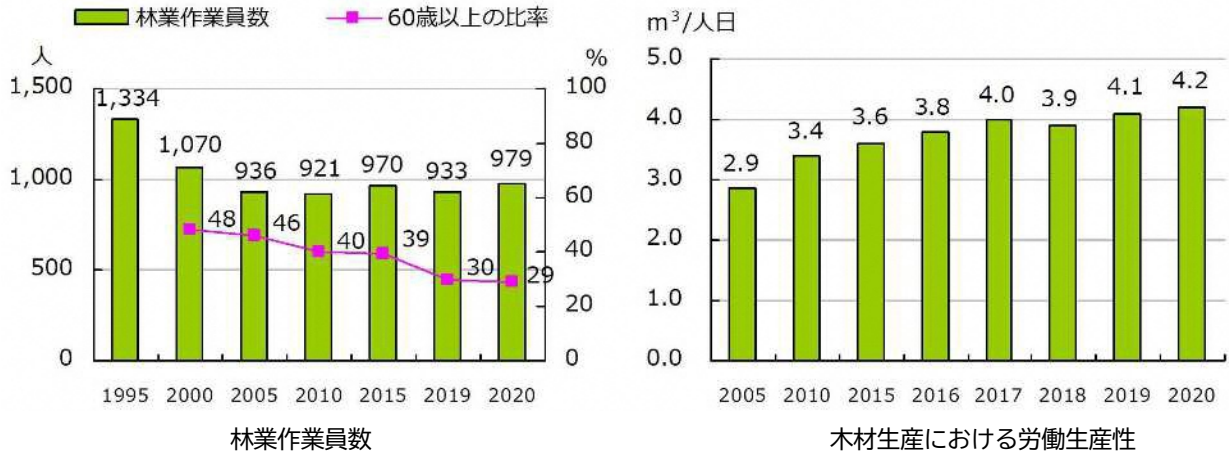
本県の木材生産量は、1970 年頃の 100 万 m^3 から 2010 年（平成 22 年）には 25 万 m^3 まで減少しましたが、2012 年度（平成 24 年度）から県産材の需要と供給を一体的に創造する「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」に、2018 年度（平成 30 年度）から「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組み、2019 年（令和元年）には 48 万 m^3 と V 字回復しました。2015 年（平成 27 年）以降は、県内で稼働した合板工場の需要が大きく貢献しています。2020 年（令和 2 年）は、新型コロナウイルス感染症の影響で木材需要が減少したことにより 42 万 m^3 に減少しました。



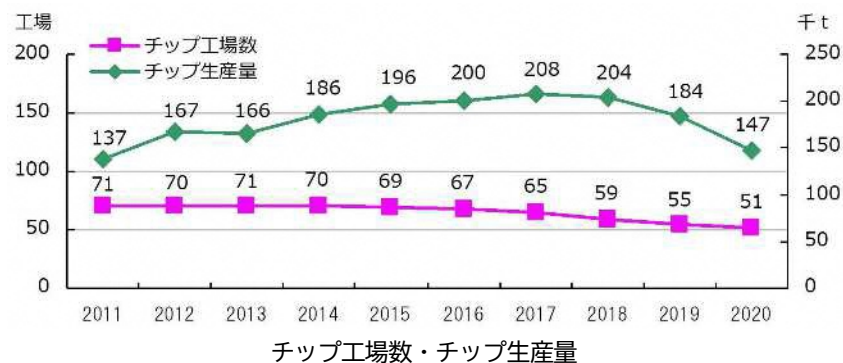
県産材の受入体制

区分	加工能力量
製材用材(A材)	27万 m^3
合板用材(B材)	13万 m^3
チップ用材(C材)	10万 m^3
計	50万 m^3

林業従事者は、2005年度（平成7年度）の1,300人程度から減少し、高齢化が進んでいましたが、近年は新規就業者が増えて1,000人弱で推移しており、高齢化は少しずつ解消しています。2020年度（令和2年度）の木材生産における労働生産性（1人1日当たりの生産量）は4.2m³/人日であり、年々向上しています。



2020年（令和2年）時点で、製材工場は、全国4位となる156工場ありますが、小規模な工場が多く、製材品出荷量は全国中位の10万m³程度であり、主な供給先となる住宅建築戸数の減少に伴い、工場数、出荷量ともに年々減少しています。チップ工場は、全国2位となる51工場あり、生産量は15万t程度となっています。



世界基準の持続可能な森林管理が行われていることを第三者機関が認証する「森林認証」を取得している森林は、2020年（令和2年）時点で全国4位となる7万3千haとなっており、その認証林から生産された木材は約12万m³で、木材生産量の3割程度を占めています。

3 森林や林業・木材産業を取り巻く社会経済情勢の変化

○ 2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現に向けた動き

深刻化する地球規模の環境問題への国際的な対応が求められ、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組みであるパリ協定が発効する中、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、2020年（令和2年）12月に、国は、グリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

環境・経済・社会の統合的な取組が求められており、二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、森林をはじめとした吸収源の確保がますます重要になっています。

○ 自然災害の懸念

近年、気候変動に伴う豪雨の増加や台風の大型化によって、自然災害が激甚化しています。2021年（令和3年）7月には、熱海市伊豆山地区において大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害がありました。また、常に、大規模な地震や津波による災害発生危険に晒されています。

災害を防止する森林の公益的機能の維持・増進、盛土造成行為等の適正化や森林の適切な利用、津波に対する多重防御の一翼を担う海岸防災林の機能向上が求められています。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの感染拡大によって世界中の経済が停滞し、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。感染拡大に端を発した世界的な木材需給の変化は、国内では木材製品の供給不足による高騰を招き、いわゆる「ウッドショック」と称される事態となり、先行きが不透明な状況が続いています。

一方、感染拡大は、生活や働き方の変化をもたらし、地方や山村地域への人の流れが促され、森林利用や木材の新たな需要が生まれています。

○ デジタルなどの技術革新の進展

I C T機器の普及が進み、デジタルをはじめとした革新的な技術が社会に広がり、生活や経済活動のあり方が変化しています。今後、技術の更なる革新（イノベーション）が進展することで、様々な分野の課題の解決が期待されます。

森林・林業・木材産業の分野においても、I C TやA Iの導入・活用、機械や技術の進歩により、効率性や生産性、安全性の向上が期待されます。

○ S D G sの推進

持続可能な社会の実現を目指した国際社会全体の目標として、2016年（平成28年）1月に「持続可能な開発目標（S D G s）」が発効しました。S D G sは、国だけではなく、地方自治体や企業でも取組が進み、社会全体で関心や意識が高まっています。

森林・林業・木材産業分野の持続可能性や環境に配慮した取組は、目標15「陸の豊かさを守ろう」をはじめとしたS D G sの目標達成に貢献しており、関係者の活動に加え、県民の方々や企業の参画の拡大も期待されます。

○ 人口減少と少子高齢化の進行

日本の出生率の減少は予想を上回るペースで進み、人口減少と少子化の進行は深刻さを増しています。人口減少と少子高齢化の進行は、労働供給の減少、市場規模の縮小、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などをもたらし、社会経済に多大な影響を及ぼします。

中・長期的に、森林の管理・整備、林業・木材産業の担い手の減少、住宅建築の減少に伴う木材需要の減少、山村の衰退などの問題が起こる懸念があります。

○ 木材利用の機運と可能性の拡大

東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連施設では、森林認証材をはじめとして多くの木材が利用され、全国各地で大規模や高層の木造建築物が建設されるなど、国産材の供給拡大やSDGsの推進などを背景に、木材利用の機運が高まっています。

また、その機運を後押しするように、建築基準法の改正、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行、新たな木質部材や木材利用技術の開発が行われ、非住宅建築物における木材利用、都市部における木造化・木質化の可能性が拡大しています。

○ 新たな森林・林業基本計画

森林や林業・木材産業に関する国の施策の基本的な方針を示す、新たな「森林・林業基本計画」が、2021年（令和3年）6月に閣議決定されました。社会経済情勢の変化と直面する課題を踏まえ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととされ、基本方針として「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」が掲げられています。

施策の対応方向としては、①森林資源の適正な管理・利用、②伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組の展開、③木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化、④都市等における「第2の森林」づくり（木材・木質バイオマス利用、建築物の木造化・木質化の推進）、⑤新たな山村価値の創造が示されています。

第3章 基本方針

「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の趣旨に沿った普遍的な基本理念のもと、これまでの方針を踏襲しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえて、基本理念を具体化し、目指す姿を実現する4つの方向に沿った施策を進めます。

なお、基本理念を具体化する施策の推進は、SDGsの目標達成に寄与するものです。

1 基本理念

「森林との共生」による持続可能な社会の実現

県民が、森林を守り、育て、活かすことで、森林との良好な関係を築きながら、環境・経済・社会が調和した森林づくりを進め、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる「森林との共生」により、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる持続可能な社会を実現し、未来に引き継ぎます。

2 目指す姿

環境・経済・社会が調和した森林づくりにより、多面的機能を持続的に発揮

森林資源の循環利用と森林の適正な管理を一体的に進め、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、環境・経済・社会が調和した森林づくりに取り組むことで、森林の多面的機能を持続的に発揮させます。県民がその恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現していくとともに、「森林の都」しずおかの魅力を高めていきます。

本県は、日本最高峰の富士山や3,000m級の南アルプスから海拔0mの海岸まで、幅広い標高差を有していることから生育している植物相の豊かさは日本有数で、まさに「森林の都」と言えます。



3 基本理念の具体化の方向

条例の趣旨に沿った「森林との共生」の方向に紐づき、社会経済情勢の変化を踏まえた3つの方向に加え、喫緊の大きな課題である2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するための新たな方向を設定し、「森林との共生」による持続可能な社会の実現を目指した施策を展開します。

＜ 条例の趣旨に沿った「森林との共生」の方向 ＞

- 1 森林資源の循環利用による「森林との共生」 → 方向1
- 2 森林の適正な整備・保全による「森林との共生」 → 方向2
- 3 森に親しみ、協働で進める「森林との共生」 → 方向3



「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現 → 方向4

方向1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長

森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、充実する森林資源の循環利用が必要であり、それを担う林業・木材産業の成長発展が求められています。

このため、林業イノベーションの推進による県産材の安定供給、林業の人材確保・育成と持続的経営の定着、県産材製品の需要拡大に一体的に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献する林業・木材産業によるグリーン成長を進めます。

方向2 森林の公益的機能の維持・増進

森林は、水源かん養、災害防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定などの公益的機能を有し、また、世界に誇る本県の美しい自然環境を形成しており、県民の安全・安心で豊かな暮らしを守るとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、重要性が高まっています。

このため、森林の適切な管理・整備、多様性のある豊かな森林や自然環境の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

方向3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり

水源かん養、自然環境保全、保健・レクリエーション（自然とのふれあいの場、憩いや学びの場）、木材生産などの多面的機能を有する森林からもたらされる恵みは県民共有の財産であることから、県民の理解を得て、合意形成を図り、協働で森林づくりに取り組むことや、山村の地域資源を活かした都市との交流拡大が重要です。

このため、県民や企業と協働で進める森林づくりと、新たな価値を活かした山村づくりに取り組み、社会全体で森林を守り、魅力を高めていきます。

方向4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現

脱炭素社会の構築に向けては、様々な分野での二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、二酸化炭素を吸収・固定する森林の公益的機能の維持・増進が一層重要になります。

このため、森林吸収源の確保、炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進に取り組み、「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現を目指します。

○ 環境・経済・社会が調和した「森林との共生」を目指す森林・林業の姿



○ 森林の循環利用とSDGsとの関係



(出典：令和2年版 森林・林業白書)

第4章 基本計画

方向1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長



森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、充実する森林資源の循環利用が必要であり、それを担う林業・木材産業の成長発展が求められています。

このため、林業イノベーションの推進による県産材の安定供給、林業の人材確保・育成と持続的経営の定着、県産材製品の需要拡大に一体的に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献する林業・木材産業によるグリーン成長を進めます。

(1) 林業イノベーションの推進による県産材の安定供給

《現状・課題》

- 「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」による県産材の安定供給に取り組んだ結果、木材生産量は着実に増加（2020年は新型コロナウイルス感染症の影響による木材需要の減退に伴い減少）しているものの、目標の50万m³には到達していません。
- 木材生産における森林所有者への収益還元増加や生産性の向上を図り、年間を通じた安定供給体制を構築するため、林業におけるイノベーションや低コスト生産システムの定着が必要です。
- 森林資源の循環利用に向けて、高い林齢に偏った人工林の資源構成の若返りが必要であり、効率的な木材生産を行うためにも、主伐と確実な再生林による更新を進める必要がありますが、森林所有者や林業経営体の採算性、獣害等への不安から、進んでいない状況です。
- 県内には、全国4位となる約73,000haの森林認証林がありますが、今後は、SDGsの推進、カーボンニュートラルの実現への貢献などの社会経済情勢により、認証材の需要拡大が見込まれることから、供給体制の強化が必要です。

《取組の方向》

- ◆ 企業等が持つ技術のシーズと林業現場のニーズを結び付ける情報共有のプラットフォームを強化し、デジタル技術や先端技術の現場実装に取り組み、**林業分野のイノベーションとDXを推進**します。
- ◆ デジタル高精度森林情報を活用した生産団地の設定や、施業集約化、路網整備、機械化等に一体的に取り組む低コスト生産システムの定着と、供給と流通の最適化により、**県産材の効率的な供給・流通体制を確立**します。
- ◆ 低コスト一貫作業システムの定着、先端技術を活用した獣害対策、エリートツリー苗木の生産体制の確立などにより、**収益性の高い主伐・再生林を促進**します。
- ◆ 持続可能な森林経営に基づく世界基準の認証取得の促進と、需要即応型の生産団地における路網や架線施設などの供給基盤整備により、**森林認証材の供給を拡大**します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
成果指標	木材生産量	(2020年) 42.1万m ³	毎年 50万m ³	○
活動指標	ふじのくに林業イノベーション フォーラム参加者数	(2020年度) 37者	100者	○
	森林経営計画認定面積	(2020年度) 83,993ha	100,000ha	○
	効率的な森林整備を実現する路網の 延長	(2020年度まで) 累計4,930km	累計5,910km	○
	再造林面積	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○
	エリートツリー種子の生産量	(2020年度) 28万本分	100万本分	
	世界基準の認証取得森林面積	(2020年度) 72,536ha	80,000ha	○

《主な取組》

① 林業イノベーション×DXの推進（森林計画課、林業振興課）

ア 林業イノベーションのプラットフォームの強化

- ・ 情報共有のプラットフォームである「ふじのくに林業イノベーションフォーラム」への先端技術を持つ企業、研究機関、林業経営体などの参加を拡大し、企業等が持つ技術のシーズと現場のニーズのマッチングを促進します。
- ・ 森林クラウドの構築やデジタル高精度森林情報の整備により、情報のプラットフォームを構築します。
- ・ 先端技術企業や林業経営体などとの協働により、林業の現場での技術実証のプラットフォームとなる実証フィールドの形成に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
ふじのくに林業イノベーション フォーラムの運営	ふじのくに林業イノベーションフォーラムを核とした 先端技術企業と林業経営体のマッチング支援			
	フォーラム参加者数 60者	75者	90者	100者

イ デジタル技術や先端技術の現場実装の促進

- ・ 先端技術コーディネーターを配置し、企業と林業経営体のマッチングや現場での実証などを支援します。
- ・ 実証フィールドにおいて、企業や林業経営体などとの協働による技術の現場実装に向けた実証に取り組みます。
- ・ ICT等の新技術活用研修を開催し、デジタル技術や先端技術を林業の現場で活用できる人材を育成します。

- ・ 地域の林業イノベーション協議会の活動を支援し、地域の実情に応じたデジタル技術や先端技術の普及を促進します。

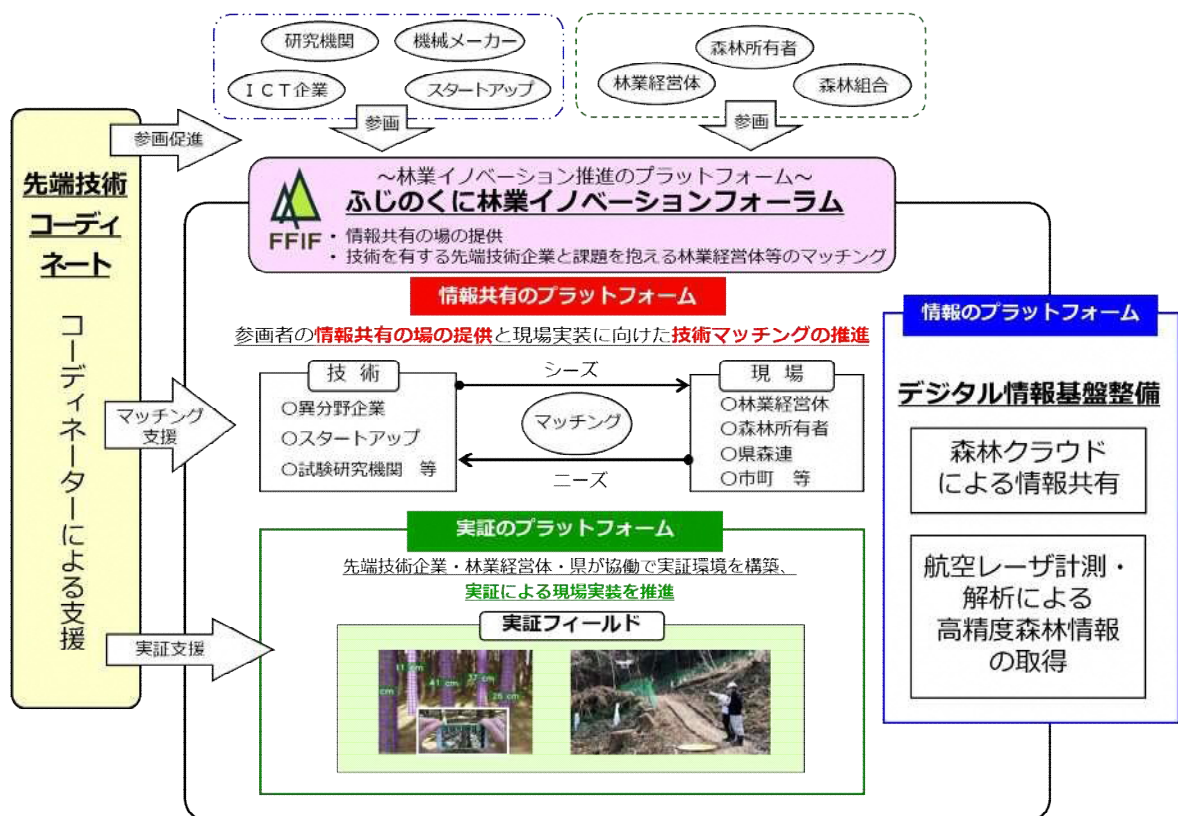
取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
先端技術の現場実装	先端技術コーディネート支援、実証フィールドにおける技術の実証			
デジタル技術や先端技術を活用できる人材の育成	ICT活用、ドローン操作等の新技術活用研修の開催			
開催回数	8回	8回	8回	8回

ウ 林業DXの推進

- ・ 森林クラウドを構築し、林業経営体や市町などとの高精度森林情報のリアルタイム情報共有を促進します。
- ・ 航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の整備を進めるとともに、林業経営体等に対し、その活用手法を普及することで、資源量が豊富で施業しやすい木材生産に適した森林を抽出し、効率的に施業地を確保する取組を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林クラウドの構築	森林クラウドの構築		オンラインによるリアルタイムの情報共有	
デジタル高精度森林情報の整備	航空レーザ計測・解析による高精度森林情報の取得			オープンデータ化

森林・林業イノベーションプロジェクトのプラットフォーム



② 県産材の効率的な供給・流通体制の確立（森林整備課、森林計画課、林業振興課）

ア 低コスト生産システムの定着

- ・ 航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の活用により、資源量が豊富で施業のしやすい木材生産に適した森林を抽出し、生産適地のまとまりのある地域において、生産団地を設定します。
- ・ 森林施業の集約化を促進するため、林業経営体等に対し、面的にまとまりを持った森林を対象にした森林経営計画の作成を支援します。
- ・ 林道や林業専用道、森林作業道などを効果的に組み合わせ、林内路網の整備を促進します。
- ・ 地形・地質や通行を想定する車両・林業機械に応じた耐久性の高い森林作業道の作設を促進します。
- ・ 森林経営計画等に基づいて木材生産に取り組む林業経営体に対し、高性能林業機械の導入を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林経営計画の作成支援	森林経営計画の作成、境界明確化等の地域活動の支援			
	森林経営計画認定面積 90,400ha	93,600ha	96,800ha	100,000ha
林内路網の整備	林道・林業専用道・森林作業道などによる林内路網の整備			
	効率的な森林整備を実現する路網の延長 累計5,250km	累計5,470km	累計5,690km	累計5,910km

イ 供給と流通の最適化

- ・ 林業経営体等の中長期的な施業地の確保などによる安定的な木材生産や、15 か月計画の策定などによる年間を通じた木材生産の平準化に向けた取組を支援します。
- ・ 需要者のニーズに応じた直送による丸太の供給体制を構築するため、流通の中継地となる貯木場（中間土場）の機能向上を促進します。
- ・ 木材生産における全木集材により、製材用材や合板用材だけでなく、チップや梢・根株等の低質材などの木質バイオマス用材まで、伐採したすべての資源の活用に取り組み、それぞれの需要に応える供給を促進します。

③ 収益性の高い主伐・再造林の促進（森林整備課、森林計画課）

ア 低コスト主伐・再造林システムの定着

- ・ 高性能林業機械を効果的に使った伐採、地形に応じた架線集材の実施、全木集材、集材後の集積場での造材・仕分け、トラック運搬の最適化などによる主伐時のコスト縮減を促進します。
- ・ 伐採や集材に使用した林業機械を利用した地拵え、コンテナ苗による低密度植栽、伐採から獣害防護柵設置、植栽までの一貫作業などによる再造林時のコスト縮減を促進します。
- ・ 低コスト主伐・再造林実証事業の成果を活用した手引書や講習会により、伐採から再造林までを一貫して行う低コスト作業システムを普及するとともに、林業経営体や森林所有者の主伐・再造林に対する意欲を喚起します。

- ・ 林業経営体等に対し、航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の活用手法を普及することで、資源量が豊富で施業しやすい木材生産に適した森林を抽出し、森林所有者への収益性の高い主伐・再造林の提案や、施業集約化と施業地の確保を行う取組を支援します。
- ・ 主伐時に大型トラックで効率的に丸太を林内運搬するため、林業経営体に対し、基幹的作業道等の主伐型路網の整備を支援します。
- ・ 林地残材や枝条を林外搬出することで再造林時の地拵え作業を軽減し、コスト縮減を図るため、林地残材等を木質バイオマスとして活用する供給体制の構築を促進します。
- ・ 成長が早いスギ・ヒノキのエリートツリー苗木の植栽、早生樹の造林技術の検証・普及などにより、下刈りの省力化を図り、育林のコスト縮減を促進します。
- ・ 確実な再造林と造林・育林のコスト縮減に向けて、先端技術を活用した防護柵の設置や管理などの効果的な獣害対策の検証・普及に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
低コスト作業システムの普及	低コスト主伐・再造林一貫作業システムの普及			
先端技術を活用した獣害対策	先端技術の活用実証			
	ICTやドローンなどの先端技術を活用した防護柵の設置・管理の検証・普及			

イ エリートツリー苗木の生産体制の確立

- ・ 確実な再造林や収益性の向上に有効であり、成長が早い、材質に優れる、花粉が少ないなどの特長を有する優良品種であるエリートツリー苗木の確実な生産に向けて、種子の安定的な供給に取り組みます。
- ・ 苗木生産者に対し、植栽時期を選ばず、再造林のコスト縮減が可能となるコンテナ苗の生産体制構築を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
エリートツリー種子の生産	西部農林事務所育種場の閉鎖型採種園における種子の生産			
	種子の生産量 48万本分	61万本分	76万本分	100万本分

④ 森林認証材の供給拡大（森林計画課、森林整備課）

ア 森林認証林の拡大

- ・ 持続可能な森林経営に基づく世界基準の認証取得を促進するため、森林認証推進協議会や認証管理団体との連携により、森林認証制度や認証材の普及に取り組むとともに、団体等が行う認証取得拡大に向けた説明会の開催を支援します。
- ・ 林業経営体等に対し、森林経営計画の策定と合わせた森林認証の取得を働きかけます。
- ・ 国有林や公有林における民有林と一体となった森林認証の取得を、関係機関に働きかけます。
- ・ 森林認証推進協議会等との連携により、消費者や企業に森林認証制度を普及し、森林認証製品の使用を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林認証の取得促進	認証制度・認証材のPR、森林認証管理団体等の活動支援			
	認証取得森林面積 75,500ha	77,000ha	78,500ha	80,000ha

イ 森林認証材の供給基盤整備

- ・ 航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の活用により、資源量が豊富で施業のしやすい木材生産に適した森林を抽出し、県内各地の森林認証林と生産適地のまとまりのある地域において、需要即応型の生産団地を設定します。
- ・ 生産団地において、中長期的な丸太の生産計画や、地区全体の路網配置の最適化の視点による整備計画の策定を進めます。
- ・ 林業経営体に対し、生産団地の整備計画に基づく、大型トラックで効率的に丸太を運搬する路網や架線集材施設などの先行的な供給基盤整備を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
生産団地における供給基盤整備	生産団地の設定			
	路網、架線集材施設等の供給基盤整備支援			

(2) 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着

《現状・課題》

- 林業への新規就業者数は、近年、横ばいで推移していますが、森林環境譲与税の創設などに伴い、森林整備量の増加が見込まれることから、若年層をはじめとした林業就業者の確保が必要です。
- 林業労働災害は減少傾向にありますが、依然として他産業より事故の発生率が高いことから、労働安全対策の強化が必要です。
- 木材生産の労働生産性は向上しているものの、効率的な生産システムの導入や主伐・再造林の促進の取組を進めるため、林業経営体の更なる経営改革や、デジタル技術や先端技術を活用できる人材の育成が必要です。

《取組の方向》

- ◆ 林業の魅力発信、相談会等による就業促進と、専門的な技術や知識を有し、デジタル等の新技術を活用する人材の育成を図り、**森林技術者の確保・育成**に取り組みます。
- ◆ 生産性向上や経営改善に関する研修の実施や安全対策の徹底などにより、労働安全、労働生産性、就労環境及び所得の向上を図り、**林業経営体の経営改革**を促進します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	林業への新規就業者数	(2020年度) 81人	毎年度 100人	
	森林技術者数	(2020年度) 536人	毎年度 500人	○
	木材生産の労働生産性	(2020年度) 4.2m ³ /人日	5.6m ³ /人日	
	持続的経営の定着を図る事業体数	(2020年度) 20事業体	60事業体	

《主な取組》

① 森林技術者の確保・育成（林業振興課）

ア 林業の魅力発信と新規就業の促進

- ・ 関係団体と連携し、SNSやホームページで林業の魅力や就業情報を発信します。
- ・ 高校生の職業選択の中に林業を意識付けるため、出前講座などを実施します。
- ・ 関係団体と連携し、就業希望者を対象とする現場見学会、就業相談会、就業前研修を開催するとともに、安全装備の購入を支援します。
- ・ 移住者の新規就業を促進するため、関係団体と連携し、大都市圏において、移住希望者等を対象とする就業相談会を開催します。
- ・ 就業後のミスマッチ解消を図るため、林業経営体へのインターンシップを実施します。

イ 農林環境専門職大学における人材の育成

- ・ 森林・林業に関する幅広い専門的な知識と、理論に裏付けられた高度な実践力、課題対応能力を有し、林業の持続的な経営・生産と森林の多面的機能の向上を担う人材を養成します。
- ・ 学生に対し、林業への就業に向けた研修の費用を「緑の青年就業準備給付金」により支援します。

ウ 森林技術者の育成

- ・ 林業の専門的な技術や知識を有する森林技術者を育成するため、森林技術者研修、指導者養成研修、森林施業プランナー育成研修などを開催します。
- ・ 航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報、ICT、ドローンなどのデジタル技術や先端技術を林業の現場で活用できる人材を育成します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
デジタル技術や先端技術を活用できる人材の育成	ICT活用、ドローン操作等の新技術活用研修の開催			
	開催回数 8回	8回	8回	8回

② 林業経営体の経営改革（林業振興課）

ア 林業労働安全の向上

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部と連携した安全パトロールや安全講習会の実施などにより、安全対策の徹底と安全装備の導入を促進します。
- ・ 静岡県林業労働力確保支援センター、静岡県森林組合連合会、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部が行う木材生産における安全技術の習得などの研修会の開催を支援します。
- ・ 林業経営体の社内安全ルール策定などに向けた指導を行い、安心して働ける職場づくりを支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
林業労働安全の指導	安全パトロールや安全講習会の実施			
	実施回数 20回	20回	20回	20回
安全に関する研修会の開催	伐木造材における安全技術の習得などの研修会の開催支援			
	開催回数 10回	10回	10回	10回

イ 労働生産性と就労環境の向上

- ・ 労働生産性を向上させ、生産コストを下げることにより、持続的経営の定着を図るとともに、森林技術者の所得向上や架線集材等の林業技術の継承につなげるため、経営改革に取り組む林業経営体に対し、地域の実情に応じた生産システム研修を実施します。
- ・ 労働生産性の向上、経営改善・強化、人材の確保・定着などの林業経営体の課題に応じたオーダーメイド研修の実施により、組織全体のスキルアップを支援します。

- ・ 新たに林業に参入する経営体に対し、生産や経営に関する研修の実施により、スタートアップを支援します。
- ・ 雇用管理の改善や事業の合理化などに関する改善計画の認定を通じて、林業経営体の雇用環境等の向上に対する取組を支援します。
- ・ 林業経営体の社会保障や福利厚生 の充実、労働安全の向上に対する取組を支援します。
- ・ 林業分野においても脱炭素経営の視点を持ち、林業経営体の作業効率化や省エネルギー対策による二酸化炭素の排出削減に向けた取組を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
経営改革に向けた研修の実施	架線技術など地域の実情に応じた生産システムや 内部統制システムに関する研修の実施			
	木材生産の労働生産性 4.7m ³ /人日	5.0m ³ /人日	5.3m ³ /人日	5.6m ³ /人日
	持続的経営の定着を図る事業体数 36事業体	44事業体	52事業体	60事業体

(3) 県産材製品の需要拡大

《現状・課題》

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行、SDGs 推進の機運などを背景に、住宅に加え、非住宅建築物での需要拡大が見込まれることから、求められる品質を確保するJAS製品等の供給体制の強化が必要です。
- 住宅建築の県産材使用は3割程度に留まりますが、2021年に起こった世界的な木材需給の変化によるウッドショックと称される事態は、外国産材から県産材への転換の好機であることから、生活様式の変化なども捉えた県産材製品のシェア拡大を図る取組が必要です。
- 都市部で高まる森林認証材をはじめとした木材利用の機運を捉え、県内はもとより、首都圏等の県外への販路開拓の取組を進める必要があります。

《取組の方向》

- ◆ 品質の確かな製品を生産する製材・加工工場の施設整備やJAS認証取得を促進し、**県産材の製材・加工体制を強化**します。
- ◆ 公共部門の率先利用、住宅・非住宅分野における利用促進、県産材を活用する設計者の確保に取り組み、**県産材製品の県内利用を拡大**します。
- ◆ 木材供給者と異業種等のマッチングや首都圏等へのPR、ニーズを捉えた製品開発、新技術・工法の普及などにより、森林認証材をはじめとした**県産材製品の県内外の販路を開拓**します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品（JAS製品等）の供給量	(2020年度) 9.7万m ³	11万m ³	○
	公共部門の県産材利用量	(2020年度) 21,170m ³	毎年度 23,000m ³	○

《主な取組》

① 県産材の製材・加工体制の強化（林業振興課）

- ・ 品質の確かな県産材製品を生産する地域の製材・加工工場に対し、大径材製材施設、木材乾燥機、グレーディングマシンなどの導入を支援します。
- ・ 非住宅建築で求められるJAS製品の供給体制強化のため、製材・加工工場のJAS認証取得を支援します。
- ・ 県産の製材用材を活用し、多様なニーズに対応する付加価値の高い製品を生産する地域の製材工場等の取組を支援します。
- ・ 意欲ある地域の製材工場等に対し、量産・低コスト型工場の整備を支援します。
- ・ 地域の製材工場等の生産の効率化や人材の確保などへの支援に取り組みます。

② 県産材製品の県内利用拡大（林業振興課）

ア 住宅分野における利用促進

- ・ J A S製品やしずおか優良木材などの品質の確かな県産材製品を使用した住宅の新築・増改築、リフォームを行う県民に対し、その費用の一部を支援します。
- ・ 住宅建築支援等による県産材製品の利用促進を通じ、生活空間の拡大を図ります。
- ・ 県民や県内の住宅建築を担う工務店などに対し、生活様式や世界的な木材需給の変化も捉え、県産材製品の利用を働きかけます。
- ・ しずおか優良木材供給センターやしずおか木の家推進事業者に対し、消費者への情報提供や見学会の実施を支援します。
- ・ 県産材を扱う製材工場などに対し、含水率や強度などの品質が表示された製品の取扱いを拡大する取組を支援します。
- ・ 静岡県木材協同組合連合会と連携し、県産材証明制度の適正な運用を推進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
住宅建築助成	品質の確かな県産材製品を使用した住宅の建築主に対する助成			
	品質の確かな県産材製品供給量 10.2万m ³	10.5万m ³	10.7万m ³	11.0万m ³

イ 非住宅分野における利用促進

- ・ 「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、公共施設整備（公共建築物等、公共施設における工作物及び木質バイオマス利用）と公共土木工事において、率先して森林認証材などの県産材製品の利用を推進します。
- ・ 製材 J A S 製品等の品質の確かな県産材製品や森林認証材を使用した非住宅建築物の木造化・木質化を行う建築主に対し、その費用の一部を支援します。
- ・ 企業や設計者などに対し、生活様式や世界的な木材需給の変化も捉え、県産材製品の利用を働きかけます。
- ・ 有識者、建築・木材団体、県による官民連携で「ふじのくに木使い推進会議」を開催し、民間企業や設計者などに、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現への貢献などの観点から県産材利用を働きかけます。
- ・ 木造の構造設計に関する知識などを習得する「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催し、製材品をはじめとした県産材製品を活用した木造化・木質化に取り組む設計者を育成します。
- ・ 県産材利用の模範となる非住宅建築物を、「ふじのくに木使い建築施設表彰」で表彰します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
非住宅建築助成	品質の確かな県産材製品を使用した非住宅建築物の建築主に対する助成			
	品質の確かな県産材製品供給量 10.2万m ³	10.5万m ³	10.7万m ³	11.0万m ³
非住宅建築物での利用促進	木使い推進会議や建築カレッジ、研修会等の開催			
	建築施設表彰		建築施設表彰	

③ 県産材製品の県内外の販路開拓（林業振興課）

ア 県産材製品の販路開拓とPR

- ・ 販路開拓を目指す製材工場等の供給者と新たな需要を創出する異業種等の事業者のマッチング、供給者と需要者の連携・協力による県産材製品の販路開拓の具体的な取組を支援します。
- ・ 地域の製材工場ネットワーク等が行う、建築物件への県産材製品利用の提案、県内外の営業活動、共同受注、首都圏の展示会への出展などの取組を支援します。
- ・ 木材販売事業者等に対し、海外のニーズや展示会、輸出の先進事例などの情報を提供します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
販路開拓の取組支援	木材供給者と新たな需要を創出する異業種等の事業者のマッチング、連携による販路開拓の取組への支援			
	マッチング取組数 10取組	10取組	10取組	10取組

イ 県産材製品の開発と新技術・工法の普及

- ・ 木材加工事業者等に対し、内装材、家具材、外構材、合板・集成材等の分野で、ニーズを捉えて需要を拡大する製品や技術、高付加価値製品などの開発を促進します。
- ・ 木質部材や木造建築に関する新技術・工法を普及するため、講習会や先進事例の見学会を開催します。

方向2 森林の公益的機能の維持・増進



森林は、水源かん養、災害防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定などの公益的機能を有し、また、世界に誇る本県の美しい自然環境を形成しており、県民の安全・安心で豊かな暮らしを守るとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、重要性が高まっています。

このため、森林の適切な管理・整備、多様性のある豊かな森林や自然環境の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

(1) 森林の適切な管理・整備

《現状・課題》

- 二酸化炭素を吸収・固定することでカーボンニュートラルに貢献する森林の公益的機能の維持・増進が一層重要になることから、間伐等の森林整備の強化が必要です。
- レーザ計測・解析やICTといった進歩するデジタル技術を活用し、効率的かつ精度の高い計画に基づく、適切な森林の経営管理や整備の実施が求められています。
- 森林所有者の経営に対する意欲が低下し、適切な管理が行われない森林が増えていることから、所有と経営を分離し、森林の管理・整備を進める森林経営管理制度が創設されました。制度の活用による市町の経営管理・整備を促進する必要があります。
- 森林の公益的機能の維持・増進のためには、高い林齢に偏った人工林の資源構成の若返りによる平準化が必要であり、主伐と確実な再造林による更新を進める必要があります。

《取組の方向》

- ◆ 森林クラウドの構築やデジタル高精度森林情報の整備とともに、経営管理の指針づくりや計画作成支援、市町が行う森林の経営管理・整備への支援に取り組み、**森林分野のDXと森林の経営管理を促進**します。
- ◆ 林家や林業経営体、市町が行う間伐等の森林整備への支援と、林道や作業道を組み合わせた林内路網の整備などにより、**適切な森林整備を促進**します。
- ◆ 低コスト一貫作業システムの定着、先端技術を活用した効果的な獣害対策の実施などに取り組み、**主伐・再造林による適正な更新を進め**ます。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
成果指標	森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	(2020年度) 10,314ha	毎年度 11,490ha	○
活動指標	森林経営計画認定面積	(2020年度) 83,993ha	100,000ha	○
	森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積	(2020年度) 8,408ha	毎年度 9,990ha	○
	効率的な森林整備を実現する路網の延長	(2020年度まで) 累計 4,930km	累計 5,910km	○
	再造林面積	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○

《主な取組》

① 森林DXと経営管理の促進（森林計画課、森林整備課）

ア 森林DXの促進

- ・ 森林クラウドを構築し、林業経営体や市町などとの高精度森林情報のリアルタイム情報共有を進め、森林の経営管理体制を強化します。
- ・ 森林クラウドでの伐採・造林届や森林経営計画などの手続きのオンライン化により、森林の経営管理に係る業務の効率化を促進します。
- ・ 航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の整備とオープンデータ化を進め、森林の適切な経営管理と整備に活用します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林クラウドの構築	森林クラウドの構築		オンラインによるリアルタイムの情報共有	
デジタル高精度森林情報の整備	航空レーザ計測・解析による高精度森林情報の取得			オープンデータ化

イ 森林経営管理の指針となる計画づくり

- ・ 地域の特性に応じた森林経営管理の指針となる地域森林計画を、伊豆、富士、静岡、天竜の森林計画区ごとに樹立します。
- ・ 市町に対する技術的な助言を通じ、地域の森林経営管理のマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成を支援します。
- ・ 市町に対し、森林の土地情報を提供する林地台帳の整備と運用を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
地域森林計画の樹立	地域の森林経営管理の指針となる地域森林計画の樹立			
		天竜地域	静岡地域	富士地域

ウ 森林経営管理の促進

- ・ 林家や林業経営体、森林所有者に対し、面的にまとまりを持った森林を対象にした森林経営計画の作成を支援します。
- ・ 林業経営体等に対し、森林施業の実施に不可欠な所有境界の明確化や森林の現況調査などの地域活動を支援します。
- ・ 森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町が行う森林の経営管理・整備の円滑な実施を支援します。
- ・ 国有林と連携し、「ふじのくに静岡の森林・林業再生に関する覚書」に基づき、森林の経営管理と整備、木材の安定供給に関する検討・調整を行います。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林経営計画の作成支援	森林経営計画の作成、境界明確化等の地域活動の支援			
	森林経営計画認定面積 90,400ha	93,600ha	96,800ha	100,000ha

エ 森林認証の取得促進

- ・ 世界基準の持続可能な森林経営を促進します。
- ・ 持続可能な森林経営に基づく世界基準の認証取得を促進するため、森林認証推進協議会や認証管理団体との連携により、森林認証制度や認証材の普及に取り組むとともに、団体等が行う認証取得拡大に向けた説明会の開催を支援します。
- ・ 林業経営体等に対し、森林経営計画の策定と合わせた森林認証の取得を働きかけます。
- ・ 県営林において、森林認証の基準に基づく地域の模範となる管理を行います。
- ・ 国有林や公有林における民有林と一体となった森林認証の取得を、関係機関に働きかけます。
- ・ 世界基準の認証取得の拡大と合わせて、地域の実情に即した持続可能な森林の経営管理を実践する取組を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林認証の取得促進	認証制度・認証材のPR、森林認証管理団体等の活動支援			
	認証取得森林面積 75,500ha	77,000ha	78,500ha	80,000ha

② 適切な森林整備の促進（森林整備課、森林計画課、環境ふれあい課）

ア 森林整備の着実な実施

- ・ 林家や林業経営体に対し、森林経営計画に基づく、造林、下刈り、除伐、間伐などの森林整備の実施を支援します。
- ・ 森林の二酸化炭素吸収量を確保するため、間伐等の適切な森林整備を促進します。
- ・ 森林環境譲与税の活用による市町が行う地域の実情に応じた森林整備及びその促進に関する取組の円滑な実施を支援します。
- ・ 県営林において、経営計画に基づく間伐等の森林整備を計画的に実施します。
- ・ 静岡悠久の森（県有林）を自然環境財として管理するとともに、計画的な森林整備を実施します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林整備の着実な実施への支援	森林経営計画に基づく林家や林業経営体が行う間伐等の森林整備の実施への支援			
	間伐面積（間伐等森林整備の実施により森林の二酸化炭素吸収量76万 t-CO ₂ 相当を維持）			
	9,990ha	9,990ha	9,990ha	9,990ha

イ 林内路網の整備

- ・ 林道や林業専用道、森林作業道などを効果的に組み合わせ、林内路網の整備を促進します。
- ・ 地形・地質や通行を想定する車両・林業機械に応じた耐久性の高い森林作業道の作設を促進します。
- ・ 大型トラックで効率的に丸太を林内運搬するため、林業経営体に対し、基幹的作業道等の主伐型路網の整備を支援します。
- ・ 林業経営体と建設業者の連携を促進し、それぞれが持つ技術を活かした協力体制の構築を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
林内路網の整備	林道・林業専用道・森林作業道などによる林内路網の整備			
	効率的な森林整備を実現する路網の延長			
	累計5,250km	累計5,470km	累計5,690km	累計5,910km

③ 主伐・再造林による適正な更新（森林整備課、森林計画課）

ア 低コスト主伐・再造林の促進

- ・ 高性能林業機械を効果的に使った伐採、地形に応じた架線集材の実施、全木集材、集材後の集積場での造材・仕分け、トラック運搬の最適化などによる主伐時のコスト縮減を促進します。
- ・ 伐採や集材に使用した林業機械を利用した地拵え、コンテナ苗による低密度植栽、伐採から獣害防護柵設置、植栽までの一貫作業などによる再造林時のコスト縮減を促進します。
- ・ 低コスト主伐・再造林実証事業の成果を活用した手引書や講習会により、伐採から再造林までを一貫して行う低コスト作業システムを普及するとともに、林業経営体や森林所有者の主伐・再造林に対する意欲を喚起します。
- ・ 林業経営体等に対し、航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の活用手法を普及することで、資源量が豊富で施業しやすい木材生産に適した森林を抽出し、森林所有者への収益性の高い主伐・再造林の提案や、施業集約化と施業地の確保を行う取組を支援します。
- ・ 成長が早いスギ・ヒノキのエリートツリー苗木の植栽、早生樹の造林技術の検証・普及などにより、下刈りの省力化を図り、育林のコスト縮減を促進します。
- ・ 確実な再造林や収益性の向上に有効であり、成長が早い、材質に優れる、花粉が少ないなどの特長を有する優良品種であるエリートツリー苗木の確実な生産に向けて、種子の安定供給や、コンテナ苗の生産支援に取り組めます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
低コスト作業システムの普及	低コスト主伐・再造林一貫作業システムの普及			
	→			
エリートツリー種子の生産	西部農林事務所育種場の閉鎖型採種園における種子の生産			
	優良品種（エリートツリー）種子の生産量 48万本分	61万本分	76万本分	100万本分

イ 効果的な獣害対策の実施

- ・ 林業経営体等に対し、ニホンジカをはじめとした野生動物による幼齢木の食害や皮剥ぎを防ぐ防護柵の設置などを支援します。
- ・ 確実な再造林と造林・育林のコスト縮減に向けて、先端技術を活用した防護柵の設置や管理などの効果的な獣害対策の検証・普及に取り組みます。
- ・ 植栽木の梢端部が食害を受けない大きさに成長する期間を短縮し、獣害対策の省力化を図るため、成長が早いエリートツリー苗木の植栽による再造林を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
先端技術を活用した獣害対策	先端技術の活用実証			
	→	ICTやドローンなどの先端技術を活用した防護柵の設置・管理の検証・普及		
				→

(2) 多様性のある豊かな森林の保全

《現状・課題》

- 近年頻発する大型台風や局地的豪雨の発生状況から、「流域治水」の考え方も踏まえた森林の土砂流出防止機能や洪水緩和機能の維持・向上が求められています。
- 熱海市で発生した土石流による災害を踏まえ、同様の災害を防止するため、県内全域において、盛土造成行為の適正化や、森林の適正な利用を確保する必要があります。
- 大規模地震に伴う津波の発生に備え、海岸防災林の再整備・機能強化による防潮堤の計画的な整備が必要です。
- 森林(もり)づくり県民税を財源とした森の力再生事業による荒廃森林の再生整備は計画どおり進捗しており、今後も継続的な森の力の回復が必要です。
- 近年、マツ材線虫病被害は横ばいで推移しており、ナラ枯れ被害は拡大していることから、被害状況に応じた適切な防除が必要です。
- 生物多様性を育む豊かな自然環境の保全が必要な一方で、生態系のバランス崩壊や農林業被害を招くニホンジカ等の一部の増え過ぎた野生動物の適切な管理が求められていますが、狩猟者の減少や高齢化が進み、管理の担い手が不足しています。

《取組の方向》

- ◆ 山地災害に強い森林づくりや森の防潮堤づくりとともに、「流域治水」の考え方に基づく森林の整備・保全に取り組み、**森林保全による県土強靱化**を進めます。
- ◆ 森の力再生事業による荒廃森林の再生、マツ材線虫病やナラ枯れなどの森林被害対策の実施により、**森林の公益的機能の回復**を図ります。
- ◆ 計画的な指定と機能向上による**適正な保安林の配備**を進めるとともに、林地開発許可制度と伐採・造林届出制度の適切な運用により、**森林の適正な利用**を確保します。
- ◆ 富士山や南アルプスをはじめとした自然環境の適正な管理・利用、生態系等に影響を及ぼす野生動物の管理に取り組み、生物多様性を確保し、**自然環境の保全**を図ります。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	山地災害危険地区の整備地区数	(2020年度まで) 累計4,103地区	累計4,143地区	○
	ふじのくに森の防潮堤づくり (中東遠地域)の整備延長	(2020年度まで) 累計9,802m	累計17,500m	
	森の力再生面積	(2020年度まで) 累計17,987ha	累計23,574ha	○
	公益的機能を持続的に発揮している 保安林の割合	(2020年度) 84%	90%	
	一定規模以上の開発行為に伴う 自然環境保全協定締結率	(2020年度) 100%	毎年度 100%	○

《主な取組》

① 森林保全による県土強靱化（森林保全課、森林整備課）

ア 山地災害に強い森林づくりと被災の軽減

- ・ 山地災害の危険性や保全対象の重要性を踏まえ、優先度を明確にして、山腹崩壊地、荒廃溪流等の荒廃山地を、山地災害防止施設や森林の整備などの治山事業により計画的に整備します。
- ・ 台風や集中豪雨により被災した治山施設などを迅速に復旧します。
- ・ 「治山・保安林パトロール」で治山施設や保安林の状況を点検し、補修が必要な施設については、個別施設計画に基づき計画的に補修します。
- ・ 山地災害からの被災を軽減するため、市町や地域住民に対し、山地災害危険地区情報や防災情報を提供し、早期の避難行動を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
治山施設の整備	山地災害危険地区における治山施設の計画的な整備 被災した治山施設の迅速な復旧			
	整備地区数 累計4,119地区	累計4,127地区	累計4,135地区	累計4,143地区
山地防災情報の提供	山地災害危険地区マップの整備、治山セミナーの開催			
	セミナー開催回数 5回	5回	5回	5回

イ “ふじのくに森の防潮堤づくり”の推進

- ・ 中東遠地域の海岸防災林において、「静岡モデル」の防潮堤の嵩上げを実施する各市と連携し、“ふじのくに森の防潮堤づくり”を推進します。
- ・ 浜松市の整備が完了した防潮堤などの海岸防災林において、津波の被害軽減のほか、防風や飛砂防備などの多様な機能の発揮に向けて、モニタリング等を実施しながら管理手法を検証するとともに、地域住民や企業などの参加を得て、地域と行政の協働により、適正な管理を行います。
- ・ 海岸防災林が、有事には津波に対する多重防御の一翼を担うだけでなく、平時には散策や自然観察のフィールド、優れた景観などを提供する「市民の憩いの場」となるよう活用します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
ふじのくに森の防潮堤づくり	中東遠地域における防災林の再整備・機能強化			
	整備延長 累計12,200m	累計13,800m	累計16,000m	累計17,500m

ウ 「流域治水」の考え方に基づく森林の整備・保全

- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に対し、「流域治水」の考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の協働により、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフトを組み合わせた総合的な治水対策の一環として、森林の整備・保全に取り組みます。
- ・ 治水対策と連携した河川上流域における間伐等の森林整備を促進します。
- ・ 治水対策の一環として、治山施設の整備による山地災害箇所の早期復旧や未然防止を推進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
治山施設の整備	山地災害危険地区における治山施設の計画的な整備			
	整備地区数 累計4,119地区	累計4,127地区	累計4,135地区	累計4,143地区

② 森林の公益的機能の回復（森林計画課、森林整備課）

ア 荒廃森林の再生

- ・ 土砂災害の防止や水源のかん養などの森林の公益的機能を回復させるため、森の力再生事業により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などを整備します。
- ・ モニタリングによる整備効果の測定、外部委員による評価、広報などにより、森林（もり）づくり県民税の使途と事業効果の透明性の確保、事業と税に対する県民の理解促進を図ります。
- ・ 県と市町は、県が行う森の力再生事業に充てる「森林（もり）づくり県民税」と市町が行う地域の実情に応じた森林整備に充てる「森林環境譲与税」の2つの税の使途や役割分担を明確にし、協力、連携して森林整備を進めます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森の力再生事業の推進	森の力再生事業による人工林や竹林・広葉樹林などの再生整備			
	再生面積 累計20,221ha	累計21,339ha	累計22,457ha	累計23,574ha

イ 森林被害対策の実施

- ・ 海岸防災林や三保松原などの保全すべき松林において、市町や地域住民などと連携し、マツ材線虫病被害対策を徹底します。
- ・ ナラ枯れ被害に対し、市町や関係機関と連携した被害状況の把握、情報の共有化により、被害発見からの早期の適切な防除・駆除対策を促進します。
- ・ 野生鳥獣被害に対し、デジタル技術や先端技術の現場実装の促進、静岡県鳥獣被害対策推進本部会議等での情報共有、試験研究成果等の現場への導入などにより、防除、捕獲、生息環境整備の総合的かつ効果的な被害防止対策に取り組みます。
- ・ 林業経営体等に対し、ニホンジカをはじめとした野生動物による幼齢木の食害や皮剥ぎを防ぐ防護柵の設置などの獣害対策を支援します。
- ・ 山火事や風害などの気象害に対する経営リスクを回避する森林保険への加入を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林病虫害対策の実施	マツ材線虫病やナラ枯れの防除・駆除の実施			
	保全する松林の面積 810ha	810ha	810ha	810ha

③ 適正な保安林の配備と森林の利用（森林保全課、森林計画課）

ア 保安林の適正な配備と機能の向上

- ・ 公益的機能を確保する上で特に重要な森林を保安林に指定します。
- ・ 森林所有者自らの管理を促進するとともに、地域との協働管理や公的管理を進めます。
- ・ 公益的機能が低下している保安林において、適正な密度に改善する調整伐を実施します。
- ・ 海岸防災林の再整備、機能強化、適正な管理による“ふじのくに森の防潮堤づくり”を推進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
保安林の指定と機能向上	保安林の計画的な指定と機能向上を図る調整伐の実施			
	公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合 87%	88%	89%	90%

イ 森林の適正な利用

- ・ 森林の無秩序な開発を防ぐため、災害・水害の防止、水の確保、環境の保全を図る林地開発許可制度を適切に運用します。
- ・ 大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為において地域の民意を反映するため、事業者が許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催等を法律上の要件とするなど、国に対し、住民との合意形成を図るための法改正の検討を要望していきます。
- ・ 違法伐採や造林未済を防止するため、市町の伐採・造林届出制度の適切な運用を支援します。
- ・ 森林クラウドでの市町との情報共有やデジタル高精度森林情報の整備などの新しい技術の活用を進め、現地確認との両面から、森林法等の法令に違反する盛土造成行為などの監視体制を強化します。
- ・ 違法な伐採や林地開発、不法投棄などに関する情報を地域と共有し、地域との連携による迅速な対応を推進します。

④ 自然環境の保全（自然保護課、環境ふれあい課、森林計画課）

ア 富士山の自然環境の保全

- ・ 富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全に向けた取組、県民の自然環境保全意識の高揚を図る取組として、ボランティア等との協働による清掃活動、植生の保全、外来植物の防除を推進します。
- ・ 国、山梨県、関係市町などと連携し、世界文化遺産として必要な対策に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
富士山における県民・企業・NPO等と行政の協働による取組	ボランティア等との協働による清掃活動、外来植物対策の実施			
	参加者数 18,000人	18,000人	18,000人	18,000人

イ 南アルプスの自然環境の保全

- ・ 南アルプスが有する貴重な高山植物をニホンジカの食害から守る防鹿柵の設置や、高山植物や昆虫等の動植物調査を実施し、絶滅危惧種をはじめとする希少種の保護の取組を進めます。
- ・ 有識者等による特別講座を YouTube で配信し、南アルプスに関する学びの場を創出するとともに、現地に行かずとも南アルプスの自然環境と触れ合うことができる機会を提供します。
- ・ 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくために設立された「南アルプスを未来につなぐ会」などと連携し、南アルプスの自然環境の保全と適切な利活用が一層活発になるための取組を進めます。
- ・ SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
南アルプスの持つ場の魅力や情報の発信	南アルプスYouTube動画の配信			
	閲覧回数 55,000回	70,000回	85,000回	100,000回
	SNSを活用した国内外への情報発信			
南アルプスサポーター数	1,300人	1,900人	2,500人	3,190人

ウ 自然環境の適正な管理・利用と生物多様性の確保

- ・ 自然公園、自然環境保全地域の自然環境と利用状況を把握し、必要に応じて区域、公園計画・保全計画の見直しを進め、適正な管理を行います。
- ・ 静岡悠久の森（県有林）を自然環境財として管理するとともに、県民や企業などの森づくり活動の場として活用します。
- ・ 県民、企業、団体等への「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図り、多様な野生動植物を育む豊かな自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組を促進します。
- ・ 自然環境保全条例及び希少野生動植物保護条例に基づき、開発行為者に対する指導や、協定締結による希少種や緑化などの保全対策の確実な履行を求めることで、希少野生動植物の保護・回復に取り組みます。
- ・ 野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向けて、地域の特性に応じた森林の管理を推進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
関係者の連携による希少種の保護・回復	希少野生動植物保護条例に基づく種の指定、指定種の保護回復事業計画の策定・実施			
	南アルプスにおける指定希少野生動植物の数 6種	6種	6種	18種

エ 自然生態系等に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

- ・ 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカなど、生態系や農林業に影響を及ぼす野生動物の管理(捕獲を含む)や狩猟規制の緩和などを実施します。

- ・ 捕獲者を対象とした実技研修や育成研修などを開催し、野生鳥獣捕獲の担い手の確保・育成に取り組めます。
- ・ 特定外来生物に関する発見情報を収集し、関係機関と連携して駆除するとともに、適切な対応を県民に周知します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
野生鳥獣捕獲の担い手の育成		野生鳥獣捕獲担い手育成研修の実施		
	実施回数 3回	3回	3回	3回

方向3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり



水源かん養、自然環境保全、保健・レクリエーション（自然とのふれあいの場、憩いや学びの場）、木材生産などの多面的機能を有する森林からもたらされる恵みは県民共有の財産であることから、県民の理解を得て、合意形成を図り、協働で森林づくりに取り組むことや、山村の地域資源を活かした都市との交流拡大が重要です。

このため、県民や企業と協働で進める森林づくりと、新たな価値を活かした山村づくりに取り組み、社会全体で森林を守り、魅力を高めていきます。

(1) 県民と協働で進める森林づくり

《現状・課題》

- 幅広い年代の県民に訴求する効果的な広報、情報発信手法の検討が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症影響下において、屋外活動のニーズが高まっていることから、自然とのふれあいの場や、多様な森づくり活動の展開が求められています。
- 企業の森づくり活動は、社員の労力の提供や森づくり団体への資金の提供に加え、里山の保全・再生などの地域の課題解決に及んでいることから、多様化するニーズを捉えて協働の取組を提案する必要があります。
- 県民の森林や自然環境への意識の高まりを受け、その大切さを伝える人材を確保・育成し、森づくり団体の安定的かつ計画的な活動を促進する必要があります。

《取組の方向》

- ◆ 森林・林業、森林との共生に関する情報発信、県民が自然とふれあう機会の創出に取り組み、**県民の理解を促進**します。
- ◆ 森林県民円卓会議の開催や、様々な機会における意見聴取などにより、森林との共生を進めるための**県民との合意形成**を図ります。
- ◆ 県内各地での森づくり県民大作戦の実施や、しずおか未来の森サポーター制度による企業の参画などにより、**県民や企業の参加による森づくり**を推進します。
- ◆ 安全技術を向上する研修等の開催による森づくり団体の基盤強化と、指導者の育成等による森林環境教育の推進に取り組み、**森づくりの担い手を確保・育成**します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
成果指標	森づくり県民大作戦参加者数	(2020年度) 11,898人	28,000人	○
活動指標	SNSによる森林・林業に関する情報発信件数	(2020年度) 270件	毎年度 365件	○
	自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数	(2018～2020年度) 平均182回	毎年度 180回	○
	しずおか未来の森サポーター企業数	(2020年度まで) 累計134社	累計144社	○
	森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数)	(2020年度まで) 累計51人	累計150人	○

《主な取組》

① 県民の理解の促進（森林計画課、環境ふれあい課）

ア 森林・林業に関する情報発信

- ・ 森林・林業に関する情報を県のホームページや広報紙などで発信します。
- ・ 森林との共生に関する県民や県の取組を Facebook「ふじのくに森林の都しずおか」などのSNSを活用して発信します。
- ・ 森林クラウドの構築やデジタル高精度森林情報の整備により、情報のプラットフォームを構築し、県民と県や市町の相互間のオンラインによるリアルタイムの情報共有に取り組みます。
- ・ 市町や県民に対し、豊富な森林資源や森林が有する様々な魅力の発信を促します。
- ・ 森林や里地の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の維持に必要であることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による森林や里山の保全活動への理解と参加を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林クラウドの構築	森林クラウドの構築		オンラインによるリアルタイムの情報共有	

イ 自然とのふれあいの推進

- ・ 県民が森林と直接ふれあうことができる場として、「県立森林公園」、「県民の森」などの県有自然ふれあい施設や静岡悠久の森を適切に管理、運営します。
- ・ 県有自然ふれあい施設等を安全・安心な森林とのふれあいの場のモデルとするため、感染症対策を含め、利用者の安全確保のための計画的な施設の修繕、更新を実施します。
- ・ 自然体験、環境学習、健康増進等の機会を求める県民や企業などに対して、県有自然ふれあい施設や静岡悠久の森、里山などの身近な自然において、指定管理者等民間のアイデアを活用し、体験学習や屋外活動の多様な自然体験プログラムを提供します。

② 県民との合意形成（森林計画課）

- ・ 県民自らが地域の森林の将来像を描き、県民、森林所有者、関係事業者、行政等が連携した取組の仕組みを考える「森林県民円卓会議」の開催を支援します。
- ・ 意見交換会やタウンミーティングなどで、森林との共生に関する県民の意見を広く聴取します。
- ・ 市町、林業経営体、製材・加工事業者などからなる流域林業活性化センターが行う森林資源の活用と理解の促進に係る取組を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林県民円卓会議	森林県民円卓会議の開催支援			
	開催回数 4回	4回	4回	4回

③ 県民や企業の参加による森づくり（環境ふれあい課、森林整備課）

ア 県民参加の森づくりの推進

- ・ 県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体などとの連携と協働による「森づくり県民大作戦」を実施し、誰もが気軽に森づくりに参加する機会を提供します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた安全・安心な森づくり活動を普及するとともに、多様な層に向けた森林空間活用の提案や学びの提供などの新たな視点による県民参加の森づくりを推進します。
- ・ 世界遺産富士山の構成資産である三保松原の松林を適切に保全するため、地域住民等による保全活動を促進するとともに、管理を担う市への技術支援を行います。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森づくり県民大作戦の実施	県と地域・団体が連携したイベントの開催			
	参加者数 16,000人	19,000人	23,000人	28,000人

イ 企業の森づくり活動への参加促進

- ・ 企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、しずおか未来の森サポーター制度への参画を働きかけるとともに、企業と森林所有者やNPO団体などのマッチングを支援します。
- ・ 研修の場や健康経営への寄与など、企業の新たな森づくりへの関わり方を提案していきます。
- ・ 「間伐に寄与する紙」の購入を通じて森づくりに貢献できる「ふじのくに森の町内会」を普及します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
しずおか未来の森サポーター制度への参画	制度の普及（企業への情報発信、マッチング支援）			
	サポーター企業数 累計138社	累計140社	累計142社	累計144社

④ 森づくりの担い手の確保・育成（環境ふれあい課）

ア 森づくり団体の基盤強化

- ・森づくり団体の安全な活動に向けて、森林整備や森林環境教育に必要な安全技術やリスクマネジメントの取組を普及します。
- ・森づくり団体の構成員の高齢化や固定化、活動費の確保などの課題解決のため、公益財団法人静岡県グリーンバンクなどと連携し、関係人口の拡大や生物多様性の保全につながる知識・技術習得のための講習会の開催、活動費や資機材の支援に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森づくり団体の活動支援		安全技術の向上等の支援		
	研修会等実施回数 3回	3回	3回	3回

イ 森林環境教育の推進

- ・将来の森づくりの担い手となる子どもや若者、子育て世代などに向けて、自然環境や森林・林業への理解を促進するとともに、所属する森づくり団体の資質を向上させるため、指導者養成講座の開催などにより、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。
- ・森林環境教育指導者のスキルアップのため、安全管理の技術や最新情報をアップデートするOJT研修を実施します。
- ・森林ESD（森林を活用した持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）の視点から行う自然体験プログラムの充実を図り、市町や教育委員会、森林環境教育指導者等と連携した環境教育を展開します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
指導者養成講座の開催		森林環境教育指導者養成講座の開催		
	養成人数（養成講座修了者数） 累計90人	累計110人	累計130人	累計150人

(2) 新たな価値を活かした山村づくり

《現状・課題》

- 山村には、豊富な地域資源や森林資源、美しい景観や文化などの都市にはない魅力があり、その多くは山村で生活する人の活動と、都市との交流によって維持されることから、山村の資源や魅力を活かし、継続的に関わる関係人口を拡大していくことが重要です。
- 特用林産物は、山村の重要な地域資源となっていますが、しいたけは、生産者が減少しており、乾しいたけは、原発事故の風評被害で落ち込んだ生産量が、依然として回復していないことから、新規生産者の定着や販路拡大に向けた取組が必要です。

《取組の方向》

- ◆ 森林サービス産業の創出、森林・山村資源を活用した移住やワーケーション、良好な森林景観形成などを促進し、**新たな山村価値を活かした交流を拡大**します。
- ◆ しいたけの生産振興、販路拡大への支援とともに、広葉樹等の新たな資源利用の促進に取り組み、**特用林産物等の地域資源の活用**を図ります。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	効率的な森林整備を実現する路網の延長	(2020年度まで) 累計4,930km	累計5,910km	○
	しいたけ生産量	(2020年度) 2,358トン	2,370トン	

《主な取組》

- ① **新たな山村価値を活かした交流拡大**（環境ふれあい課、森林計画課、林業振興課、森林整備課）
 - ・ 新たな山村価値による関係人口の拡大を図るため、森林・山村資源を活用した移住やワーケーションを促進します。
 - ・ 里地・里山等の身近な自然に新たな利用者呼び込み、経済活動を促進するため、地域資源としての森林空間を、多様な主体が健康、観光、教育等の視点で活用する「森林サービス産業」を創出する取組を支援します。
 - ・ 森林技術者などによる森林・林業を経営の柱とする森林・山村資源を活用した起業を促進します。
 - ・ 林業従事者等が安心して働ける労働環境や快適な定住環境などの整備を支援します。
 - ・ 都市と山村の交流や住民の生活基盤の充実を図るため、山村地域の道路網の一部となる林道の整備を推進します。
 - ・ 森林・山村資源を活用した交流拡大に向けて、良好な森林景観の形成と保全に寄与する間伐等の森林整備を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
山村地域の道路網の整備	山村地域の道路網の一部となる林道の整備			
	効率的な森林整備を実現する路網の延長 累計5,250km	累計5,470km	累計5,690km	累計5,910km
森林景観の形成と保全	森林景観の形成と保全に寄与する間伐の実施			
	間伐面積 9,990ha	9,990ha	9,990ha	9,990ha

② 特用林産物等の地域資源の活用（林業振興課、森林計画課、森林整備課）

- ・ しいたけ等特用林産物の生産者に対し、栽培技術などの普及指導に取り組むほか、生産資材（ほだ木、種駒）の購入を支援します。
- ・ 関係団体と連携し、しいたけ等特用林産物生産への新規就業者の確保と定着を促進します。
- ・ 県内外の様々な世代の消費者に対し、各種イベントを通じ、県産しいたけなどの魅力を情報発信します。
- ・ 生産者や関係団体との連携により、県産しいたけを使った新商品を開発し、観光業界や外食産業への販路拡大に取り組みます。
- ・ 現地指導や制度周知により、県産しいたけのしずおか農林水産物認証等のGAP認証の取得を促進します。
- ・ 広葉樹、竹等の未利用資源を、家具や建材、木質バイオマスなどで活用する地域の取組を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
しいたけの生産振興	しいたけ原木等の資材購入支援			
	しいたけ生産量 2,270トン	2,300トン	2,340トン	2,370トン

方向4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現



脱炭素社会の構築に向けては、様々な分野での二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、二酸化炭素を吸収・固定する森林の公益的機能の維持・増進が一層重要になります。

このため、森林吸収源の確保、炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進に取り組み、「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現を目指します。

(1) 森林吸収源の確保

《現状・課題》

- 二酸化炭素吸収源対策を踏まえて設定した森林整備の目標を達成していますが、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の公益的機能の維持・増進が一層重要になることから、間伐等の森林整備の強化が必要です。
- 二酸化炭素の吸収・固定を活性化するためには、高い林齢に偏った人工林の資源構成の若返りが求められることから、主伐と確実な再造林による更新を進める必要があります。

《取組の方向》

- ◆ 二酸化炭素吸収量を確保する間伐等の森林整備の促進と、吸収源となる森林の適正な保全、経営管理の促進に取り組み、**吸収源となる健全な森林づくり**を進めます。
- ◆ 低コスト一貫作業システムの定着、先端技術を活用した獣害対策、エリートツリー苗木の生産体制の確立などにより、**森林の若返りを図る主伐・再造林を促進**します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
成果指標	森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	(2020年度) 10,314ha	毎年度 11,490ha	○
活動指標	森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積	(2020年度) 8,408ha	毎年度 9,990ha	○
	再造林面積	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○

《主な取組》

① 吸収源となる健全な森林づくり（森林整備課、森林計画課、森林保全課、環境ふれあい課）

ア 吸収量を確保する間伐等の森林整備の促進

- ・ 森林の二酸化炭素吸収量を確保するため、間伐等の適切な森林整備を促進します。
- ・ 林家や林業経営体に対し、森林経営計画に基づく、造林、下刈り、除伐、間伐などの森林整備の実施を支援します。
- ・ 森林環境譲与税の活用による市町が行う地域の実情に応じた森林整備及びその促進に関する取組の円滑な実施を支援します。
- ・ 県営林においては、経営計画に基づく間伐等の森林整備を計画的に実施します。
- ・ 静岡悠久の森（県有林）を自然環境財として管理するとともに、計画的な森林整備を実施します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
間伐等の森林整備の促進	森林の二酸化炭素吸収量を確保するための間伐の実施への支援			
	間伐面積（間伐等森林整備の実施により森林の二酸化炭素吸収量76万 t-CO ₂ 相当を維持）			
	9,990ha	9,990ha	9,990ha	9,990ha

イ 吸収源となる森林の適正な保全

- ・ 土砂災害の防止や水源のかん養などの森林の公益的機能を回復させるため、森の力再生事業により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などを整備します。
- ・ 天然生林等の森林吸収源を確保するため、保安林を計画的に指定し、森林所有者自らの管理を促進するとともに、地域との協働管理や公的管理を進めます。
- ・ 森林の公益的機能を保全するため、森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度、伐採・造林届出制度を適切に運用します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森の力再生事業の推進	森の力再生事業による人工林や竹林・広葉樹林などの再生整備			
	再生面積 累計20,221ha	累計21,339ha	累計22,457ha	累計23,574ha
保安林の指定と管理	保安林の計画的な指定と適正な管理の実施			
	公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合 87%	88%	89%	90%

ウ 吸収源となる森林の経営管理の促進

- ・ 森林の適切かつ計画的な経営管理を促進するため、林家や林業経営体、森林所有者に対し、面的にまとまりを持った森林を対象にした森林経営計画の作成を支援します。
- ・ 森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町が行う森林の経営管理・整備の円滑な実施を支援します。
- ・ 森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した新たな取組による森林の経営管理や整備を促進します。

- ・ 静岡悠久の森（県有林）において、森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した経営管理のモデル化に取り組みます。
- ・ 森林クラウドを構築し、林業経営体や市町などとの高精度森林情報のリアルタイム情報共有を進め、森林の経営管理体制を強化します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林経営計画の作成支援	森林経営計画の作成、境界明確化等の地域活動の支援			
	森林経営計画認定面積 90,400ha	93,600ha	96,800ha	100,000ha
森林クラウドの構築	森林クラウドの構築		オンラインによるリアルタイムの情報共有	

② 森林の若返りを図る主伐・再造林の促進（森林整備課、森林計画課）

ア 低コスト主伐・再造林の促進

- ・ 二酸化炭素の吸収・固定を活性化するため、森林の若返りを図る主伐・再造林を促進します。
- ・ 高性能林業機械を効果的に使った伐採、地形に応じた架線集材の実施、全木集材、集材後の集積場での造材・仕分け、トラック運搬の最適化などによる主伐時のコスト縮減を促進します。
- ・ 伐採や集材に使用した林業機械を利用した地拵え、コンテナ苗による低密度植栽、伐採から獣害防護柵設置、植栽までの一貫作業などによる再造林時のコスト縮減を促進します。
- ・ 低コスト主伐・再造林実証事業の成果を活用した手引書や講習会により、伐採から再造林までを一貫して行う低コスト作業システムを普及するとともに、林業経営体や森林所有者の主伐・再造林に対する意欲を喚起します。
- ・ 林業経営体等に対し、航空レーザ計測・解析によるデジタル高精度森林情報の活用手法を普及することで、資源量が豊富で施業しやすい木材生産に適した森林を抽出し、森林所有者への収益性の高い主伐・再造林の提案や、施業集約化と施業地の確保を行う取組を支援します。
- ・ 林地残材や枝条を林外搬出することで再造林時の地拵え作業を軽減し、コスト縮減を図るため、林地残材等を木質バイオマスとして活用する供給体制の構築を促進します。
- ・ 成長が早いスギ・ヒノキのエリートツリー苗木の植栽、早生樹の造林技術の検証・普及などにより、下刈りの省力化を図り、育林のコスト縮減を促進します。
- ・ 確実な再造林と造林・育林のコスト縮減に向けて、先端技術を活用した防護柵の設置や管理などの効果的な獣害対策の検証・普及に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
低コスト作業システムの普及	低コスト主伐・再造林一貫作業システムの普及			
先端技術を活用した獣害対策	先端技術の活用実証			
	ICTやドローンなどの先端技術を活用した防護柵の設置・管理の検証・普及			

イ エリートツリー苗木の生産体制の確立

- ・ 確実な再造林や収益性の向上に有効であり、成長が早い、材質に優れる、花粉が少ないなどの特長を有する優良品種であるエリートツリー苗木の確実な生産に向けて、種子の安定的な供給に取り組みます。
- ・ 苗木生産者に対し、植栽時期を選ばず、再造林のコスト縮減が可能となるコンテナ苗木の生産体制構築を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
エリートツリー種子の生産	西部農林事務所育種場の閉鎖型採種園における種子の生産			
	種子の生産量 48万本分	61万本分	76万本分	100万本分

(2) 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進

《現状・課題》

- 二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を建築物等に利用することで、森林の伐採後も炭素を長期間貯蔵することになるため、都市部等での木材利用を拡大し、森林資源の循環利用を促す必要があります。
- 木材製品は製造時のエネルギー消費が少なく、地産地消で輸送エネルギー消費も少なくなることから、カーボンニュートラルの実現に向けては、排出削減の観点からも木材利用の拡大が重要です。
- 二酸化炭素を吸収・固定した木質バイオマスを化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで排出削減に寄与することになり、チップ等の木質バイオマスの大幅な需要の増加が見込まれることから、安定的な供給体制の構築が求められます。

《取組の方向》

- ◆ 公共部門の率先利用、住宅・非住宅分野における利用促進、県民や企業の理解醸成に取り組み、炭素の貯蔵庫となる県産材の利用を拡大します。
- ◆ 林地残材等未利用資源の供給体制整備、循環サイクルを早めた森林の造成・育成などに取り組み、排出削減に寄与するバイオマス利用への県産材の供給を拡大します。

《数値目標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	公共部門の県産材利用量	(2020年度) 21,170 m ³	毎年度 23,000m ³	○
	住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品（JAS製品等）の供給量	(2020年度) 9.7万m ³	11万m ³	○
	木質バイオマス（チップ）用材生産量	(2020年) 5.7万m ³	毎年 10万m ³	○

《主な取組》

① 貯蔵庫となる県産材利用の拡大（林業振興課）

ア 公共部門における率先利用の推進

- ・ 二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになる都市部等での建築物の木造化・木質化を促進するため、「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、公共施設整備と公共土木工事において、率先して県産材製品の利用を推進します。
- ・ 市町の施設整備等における木材・県産材利用を促進するため、建築・営繕担当職員等を対象に、建築施設の木造化・木質化に関する研修会、木材利用施設見学会、相談対応を実施します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
市町の木材・県産材利用の促進	市町の建築・営繕担当職員等を対象とした木材利用促進研修会・見学会の開催			
	開催回数 9回	9回	9回	9回

イ 住宅分野における利用促進

- ・ J A S製品やしずおか優良木材などの品質の確かな県産材製品を使用した住宅の新築・増改築、リフォームを行う県民に対し、その費用の一部を支援します。
- ・ しずおか優良木材供給センターやしずおか木の家推進事業者に対し、消費者への情報提供や見学会の実施を支援します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
住宅建築助成	品質の確かな県産材製品を使用した住宅の建築主に対する助成			
	品質の確かな県産材製品供給量 10.2万m ³	10.5万m ³	10.7万m ³	11.0万m ³

ウ 非住宅分野における利用促進

- ・ J A S製品等の品質の確かな県産材製品や森林認証材を使用した非住宅建築物の木造化・木質化を行う建築主に対し、その費用の一部を支援します。
- ・ 木造の構造設計に関する知識などを習得する「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催し、県産材製品を活用した木造化・木質化に取り組む設計者を育成します。
- ・ 県産材利用の模範となる非住宅建築物を、「ふじのくに木使い建築施設表彰」で表彰します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
非住宅建築助成	品質の確かな県産材製品を使用した非住宅建築物の建築主に対する助成			
	品質の確かな県産材製品供給量 10.2万m ³	10.5万m ³	10.7万m ³	11.0万m ³
非住宅建築物での利用促進	木使い建築カレッジ、研修会等の開催			
	建築施設表彰		建築施設表彰	

エ 県民や企業の理解醸成

- ・ 県民や企業、県内の住宅建築を担う工務店、設計者などに対し、木材利用がカーボンニュートラルの実現や環境保全に貢献することを発信するとともに、生活様式や世界的な木材需給の変化も捉え、県産材製品の利用を働きかけます。
- ・ 有識者、建築・木材団体、県による官民連携で「ふじのくに木使い推進会議」を開催し、民間企業や設計者などに、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現への貢献などの観点から県産材利用を働きかけます。
- ・ 10月の「木使い推進月間」を中心に、「しずおか木使い県民運動」を推進します。
- ・ 県民に対し、県ホームページ「しずおか木使いネット」などにより、県産材製品や森林認証材などの情報を発信します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
県民や企業の木使いへの意識・理解の醸成	企業等に県産材利用を働きかける官民連携の「ふじのくに木使い推進会議」の開催 木使い県民運動の展開			
	木使い推進会議の開催回数 1回	1回	1回	1回

② 排出削減に寄与するバイオマス利用への供給拡大（森林整備課、森林計画課、林業振興課）

ア 県産材の安定供給体制の確立

- ・ 木質バイオマスの需要にも応える県産材の安定的な供給体制を確立するため、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を一体的に促進します。
- ・ 林業経営体等の中長期的な施業地の確保などによる安定的な木材生産や、15 か月計画の策定などによる年間を通じた木材生産の平準化に向けた取組を支援します。
- ・ 木材生産における全木集材により、製材用材や合板用材だけでなく、チップや梢・根株等の低質材などの木質バイオマス用材まで、すべてを使いきる丸太の生産に取り組み、それぞれの需要に応じた適切な活用を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
森林経営計画の作成支援	森林経営計画の作成、境界明確化等の地域活動の支援			
	森林経営計画認定面積 90,400ha	93,600ha	96,800ha	100,000ha
林内路網の整備	林道・林業専用道・森林作業道などによる林内路網の整備			
	効率的な森林整備を実現する路網の延長 累計5,250km	累計5,470km	累計5,690km	累計5,910km

イ 未利用資源の供給体制整備

- ・ 化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで二酸化炭素の排出削減に寄与する木質バイオマスを安定供給するため、林地残材、広葉樹等の未利用資源の供給体制整備を促進します。
- ・ 主伐時に発生する林地残材、根株や枝条、同時に伐採した広葉樹を、木質バイオマスとして活用するための林業経営体等の効率的な搬出の取組を支援します。
- ・ 県内各地で支援する林地残材等を活用する取組の分析により、効率的な搬出システムを確立し、周辺地域にも普及することで、県下全域で未利用資源の供給体制整備を促進します。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
林地残材等の供給体制整備	林地残材の活用に向けた トライアルの実施・検証		成果の普及・実践	
	木質バイオマス用材生産量 10万m ³	10万m ³	10万m ³	10万m ³

ウ 「バイオマスの森」の造成・育成

- ・ 植栽から収穫までの循環サイクルを早めた木質バイオマス用材等を生産する森林の造成・育成を促進します。
- ・ これまでの林業での造林樹種ではなく、成長が早く、二酸化炭素の吸収に優れた早生樹を活用した新たな森林経営モデルの開発と技術の普及に取り組みます。
- ・ 搬出効率の向上と新たな森林吸収源の確保に向けて、緩傾斜で道路に隣接し、まとまった面積を有する荒廃農地を、早生樹の造林地として活用する現地実証に取り組みます。

取組	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
「バイオマスの森」の造成・育成	早生樹による荒廃農地活用などの 新たな森林経営モデルの開発			技術の普及

静岡県森林共生基本計画に掲げる施策とSDGsとの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2016年(平成28年)1月に発効した「持続可能な開発目標(SDGs)」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、環境・経済・社会をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

SDGsの17の目標

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー(社会的・心理的性別)の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい雇用)を促進する
- ⑨ レジリエント(強靱)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- ⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的、安全、レジリエント(強靱)で持続可能な都市と人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



静岡県森林共生基本計画に掲げる施策に基づく取組の推進が、SDGsの17の目標の達成につながります。

政策体系		SDGsの17の目標																	
方向	施策	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	
1	森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長	(1) 林業イノベーションの推進による県産材の安定供給							○	○			○				○		
		(2) 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着				○	○			○	○						○		
		(3) 県産材製品の需要拡大								○	○		○	○				○	
2	森林の公益的機能の維持・増進	(1) 森林の適切な管理・整備						○				○		○	○	○			
		(2) 多様性のある豊かな森林の保全						○				○		○	○	○			
3	社会全体で取り組む魅力ある森林づくり	(1) 県民と協働で進める森林づくり			○	○								○		○		○	
		(2) 新たな価値を活かした山村づくり		○	○					○		○	○	○			○		
4	「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現	(1) 森林吸収源の確保												○		○			
		(2) 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進							○	○	○		○	○	○		○		

数値目標一覧

方向1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長

(1) 林業イノベーションの推進による県産材の安定供給

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
成果	木材生産量	県内の森林から生産された木材(丸太)の体積 (県森林整備課調査)	(2020年) 42.1万m ³ (2019年)47.6万m ³	毎年 50万m ³	○
活動	ふじのくに林業イノベーション フォーラム参加者数	ふじのくに林業イノベーションフォーラムへの先端技術企業、林業経営体等の参加者数 (県森林計画課調査)	(2020年度) 37者	100者	○
活動	森林経営計画認定面積	計画的かつ効率的な森林経営・施業を行うため、 森林法に基づく森林経営計画の認定を受けた森林面積 (県森林計画課調査)	(2020年度) 83,993ha	100,000ha	○
活動	効率的な森林整備を実現する 路網の延長	生産性を高め効率的な森林整備を実現するために 整備した林道や森林作業道等の路網の延長 (県森林整備課調査)	(2020年度まで) 累計4,930km	累計5,910km	○
活動	再造林面積	主伐跡地への植栽や天然更新により再造林した森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○
活動	エリートツリー種子の生産量	スギ・ヒノキの優良品種であるエリートツリーの苗木の 生産に必要な種子の生産量(種子から生産された苗木本数換算) (県森林整備課調査)	(2020年度) 28万本分	100万本分	
活動	世界基準の認証取得森林面積	FSCまたはSGECの森林認証を取得した森林の面積 (県森林計画課調査)	(2020年度) 72,536ha	80,000ha	○

(2) 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
活動	林業への新規就業者数	林業に新規就業した人数 (県林業振興課調査)	(2020年度) 81人	毎年度 100人	
活動	森林技術者数	木材生産や森林整備において安全で効率的な作業を行うことができる技術者の人数 (県林業振興課調査)	(2020年度) 536人	毎年度 500人	○
活動	木材生産の労働生産性	木材生産における労働者1人1日当たりの生産量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 4.2m ³ /人日	5.6m ³ /人日	
活動	持続的経営の定着を図る事業体数	生産性の向上や増産に取り組み、持続的経営の定着を図っている林業経営体等の事業体数 (県林業振興課調査)	(2020年度) 20事業体	60事業体	

(3) 県産材製品の需要拡大

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
活動	住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品(JAS製品等)の供給量	強度・寸法・乾燥等の一定の基準に合格した県産材製品の供給(出荷)量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 9.7万m ³	11万m ³	○
活動	公共部門の県産材利用量	県・市町が整備した公共施設・公共土木工事における県産材の利用量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 21,170m ³	毎年度 23,000m ³	○

方向2 森林の公益的機能の維持・増進

(1) 森林の適切な管理・整備

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
成果	森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	森林の多面的機能が持続的に発揮される適切な状態に保つために必要な植栽、下刈、間伐等の整備を行った森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 10,314ha	毎年度 11,490ha	○
活動	森林経営計画認定面積	計画的かつ効率的な森林経営・施業を行うため、森林法に基づく森林経営計画の認定を受けた森林面積 (県森林計画課調査)	(2020年度) 83,993ha	100,000ha	○
活動	森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積	森林の二酸化炭素吸収量を確保するために必要な間伐を行った森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 8,408ha	毎年度 9,990ha	○
活動	効率的な森林整備を実現する路網の延長	生産性を高め効率的な森林整備を実現するために整備した林道や森林作業道等の路網の延長 (県森林整備課調査)	(2020年度まで) 累計4,930km	累計5,910km	○
活動	再造林面積	主伐跡地への植栽や天然更新により再造林した森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○

(2) 多様性のある豊かな森林の保全

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
活動	山地災害危険地区の整備地区数	山地災害危険地区における治山事業により整備した地区数 (県森林保全課調査)	(2020年度まで) 累計4,103地区	累計4,143地区	○
活動	ふじのくに森の防潮堤づくり (中東遠地域)の整備延長	中東遠地域における“ふじのくに森の防潮堤づくり”による海岸防災林の再整備・機能強化を実施した延長 (県森林保全課調査)	(2020年度まで) 累計9,802m	累計17,500m	
活動	森の力再生面積	森の力再生事業等により荒廃森林を再生した面積 (県森林計画課調査)	(2020年度まで) 累計17,987ha	累計23,574ha	○
活動	公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合	民有保安林のうち森林整備等により公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合 (県森林保全課調査)	(2020年度) 84%	90%	
活動	一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定締結率	自然環境保全条例に基づく一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定の締結率 (県自然保護課調査)	(2020年度) 100%	毎年度 100%	○

方向3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり

(1) 県民と協働で進める森林づくり

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
成果	森づくり県民大作戦参加者数	森づくり団体等が各地で開催する森づくり県民大作戦に県民が参加した人数 (県環境ふれあい課調査)	(2020年度) 11,898人 (2019年度)28,149人	28,000人	○
活動	SNSによる森林・林業に関する情報発信件数	県民の森林との共生への理解促進のため、SNSにより森林・林業関係の情報を発信した件数 (県森林計画課調査)	(2020年度) 270件	毎年度 365件	○
活動	自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数	自然ふれあい施設(県立森林公園、県民の森)における指定管理者が実施する自然体験プログラムの回数 (県環境ふれあい課調査)	(2018~2020年度) 平均182回 (2019年度)216回	毎年度 180回	○
活動	しずおか未来の森サポーター企業数	しずおか未来の森サポーター制度により、社会貢献活動や地域の里山林の課題解決として、森林整備や間伐に寄与する紙の購入に取り組む活動に参加した企業数 (県環境ふれあい課調査)	(2020年度まで) 累計134社	累計144社	○
活動	森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数)	県が実施する森林環境教育指導者養成講座の修了者数 (県環境ふれあい課調査)	(2020年度まで) 累計51人	累計150人	○

(2) 新たな価値を活かした山村づくり

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
活動	効率的な森林整備を実現する路網の延長	生産性を高め効率的な森林整備を実現するために整備した林道や森林作業道等の路網の延長 (県森林整備課調査)	(2020年度まで) 累計4,930km	累計5,910km	○
活動	しいたけ生産量	乾しいたけ生産量と生しいたけ生産量の総量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 2,358トン	2,370トン	

方向4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現

(1) 森林吸収源の確保

区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
成果	森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	森林の多面的機能が持続的に発揮される適切な状態に保つために必要な植栽、下刈、間伐等の整備を行った森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 10,314ha	毎年度 11,490ha	○
活動	森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積	森林の二酸化炭素吸収量を確保するために必要な間伐を行った森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 8,408ha	毎年度 9,990ha	○
活動	再造林面積	主伐跡地への植栽や天然更新により再造林した森林の面積 (県森林整備課調査)	(2020年度) 236ha	毎年度 500ha	○

(2) 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進

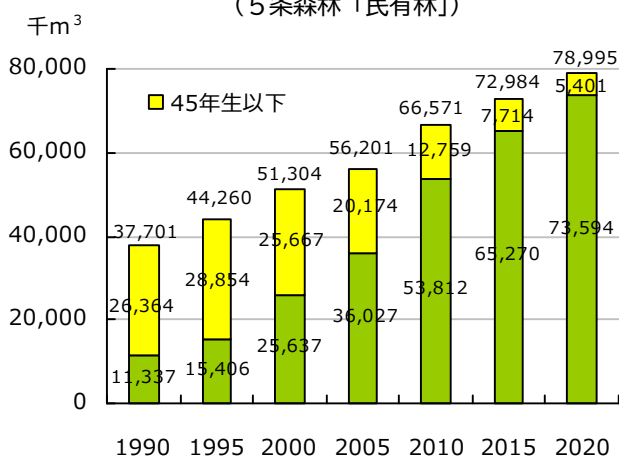
区分	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値	目標値	総合計画
活動	公共部門の県産材利用量	県・市町が整備した公共施設・公共土木工事における県産材の利用量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 21,170m ³	毎年度 23,000m ³	○
活動	住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品(JAS製品等)の供給量	強度・寸法・乾燥等の一定の基準に合格した県産材製品の供給(出荷)量 (県林業振興課調査)	(2020年度) 9.7万m ³	11万m ³	○
活動	木質バイオマス(チップ)用材生産量	化石燃料・由来製品の代替としての利用が見込まれる県内の森林から生産されたチップ用材(丸太)の体積 (県林業振興課調査)	(2020年) 5.7万m ³	毎年 10万m ³	○

森林・林業・木材産業の現状（データ編）

1 森林資源

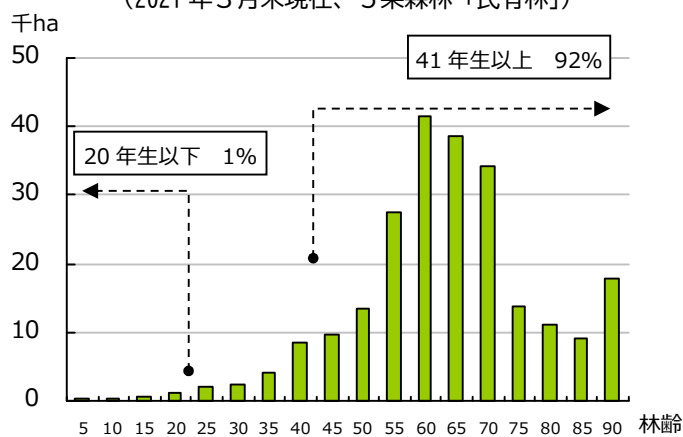
- ・民有林 41 万 ha の約 55% に当たる 22 万 ha がスギ・ヒノキ人工林で、そのうちの 9 割以上が木材として利用可能な 40 年生を超えています。蓄積（木の体積）は約 8,000 万 m^3 で、年間の増加量（成長量）は約 120 万 m^3 となっており、森林資源は年々充実しています。
- ・一方、森林所有者や林業経営体の採算性、獣害等への不安から、主伐・再造林は進んでおらず、林齢の構成は 50～80 年生に偏り、逆に若い 20 年生以下は 1% 程度しかなく、非常にバランスが悪い状態になっています。

図表1 スギ・ヒノキ人工林 蓄積
(5条森林「民有林」)



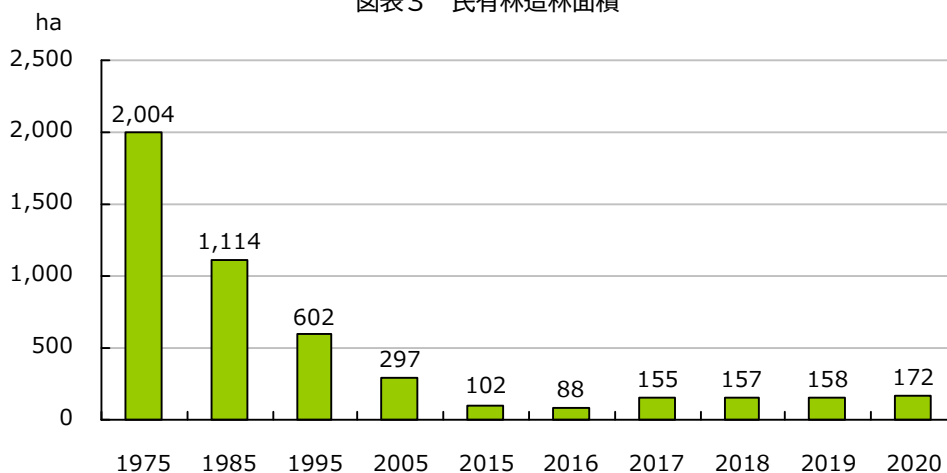
資料：県森林・林業統計要覧（静岡県）

図表2 スギ・ヒノキ人工林 林齢別面積
(2021年3月末現在、5条森林「民有林」)



資料：県森林・林業統計要覧（静岡県）

図表3 民有林造林面積



資料：県森林・林業統計要覧（静岡県）

- ・森林法に基づき県が樹立する地域森林計画では、林齢の平準化と多様な森林づくりのため、主伐と、跡地の再造林または天然更新による確実な更新を進め、将来の森林資源の目標を定めて、育成単層林、育成複層林、天然生林に区分して保育管理することとしています。

図表4 地域森林計画における森林計画区別の目標とする森林資源の状態

単位：ha

計画区	計画期間 (年度)	現況（計画始期）			計画期末		
		育成単層林	育成複層林	天然生林	育成単層林	育成複層林	天然生林
伊豆	H29～R8	37,084	4,328	37,473	37,085	4,521	37,279
富士	R3～R12	39,770	1,603	14,076	39,766	1,806	13,876
静岡	R2～R11	81,253	55	74,181	81,276	332	73,881
天竜	H31～R10	79,589	2,691	28,286	79,627	3,106	27,832

育成単層林：一度に全部伐採した後の一斉更新(造林)により、単一の樹冠層を構成する森林

育成複層林：部分的に繰り返し伐採した後の更新により、複数の樹冠層を構成する森林

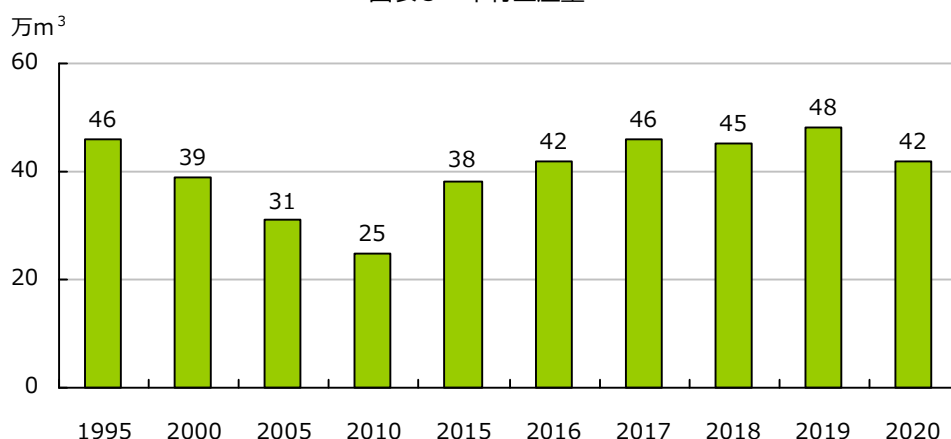
天然生林：自然に散布された種子が発芽して樹木が生育するなどして成立する森林

資料：伊豆、富士、静岡及び天竜地域森林計画（静岡県策定）

2 木材生産

- ・木材生産量は、1970年頃の100万m³から2010年には25万m³まで減少しましたが、2012年度から「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」、2018年度から「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組み、2019年には48万m³とV字回復しました。2015年以降は、県内で稼働した合板工場の需要が大きく貢献しています。
- ・2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響で木材需要が減少したことにより42万m³に減少しました。

図表5 木材生産量

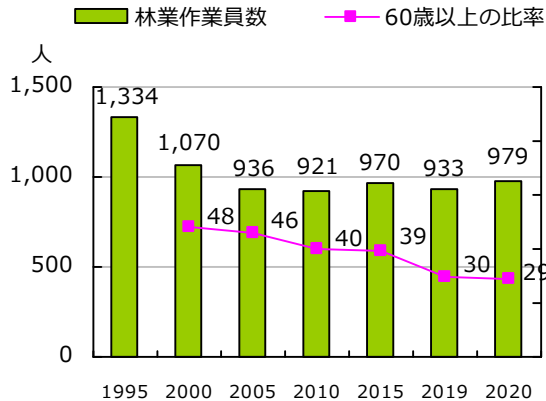


資料：県森林整備課調べ

3 林業従事者

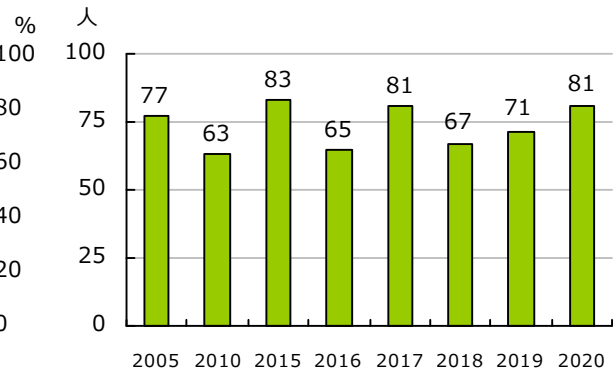
- ・林業作業員数は、1995年度の1,300人程度から減少し、高齢化が進んでいましたが、近年は新規就業者が増えて1,000人弱で推移しており、高齢化は少しずつ解消しています。
- ・また、林業作業員のうち、伐倒・搬出等の木材生産を行うことができる森林技術者（林業作業士相当）の数は、500人を超えました。

図表6 林業作業員数



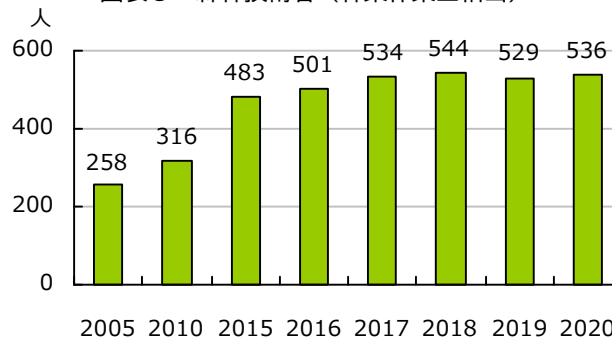
資料：(公社)静岡県山林協会作業員台帳（～2018）
県林業振興課調べ（2019～）

図表7 林業への新規就業者数



資料：県林業振興課調べ

図表8 森林技術者（林業作業士相当）

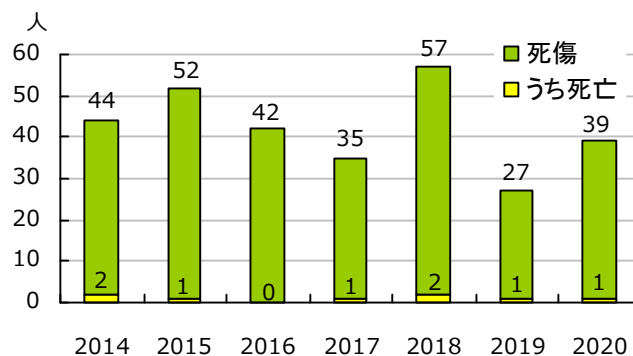


資料：県林業振興課調べ

4 林業労働災害

- ・林業の労働災害（死傷災害）の発生件数は、年間30～50件程度、死亡災害は1～2件程度が続いており、減少傾向にあります。依然として他産業より事故の発生率が高い状況です。

図表9 林業労働災害の発生件数

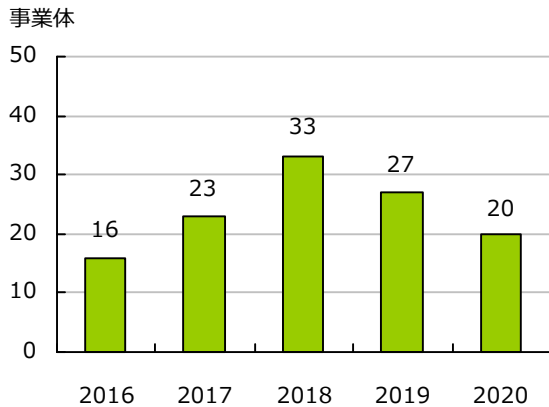


資料：県林業振興課調べ

5 労働生産性

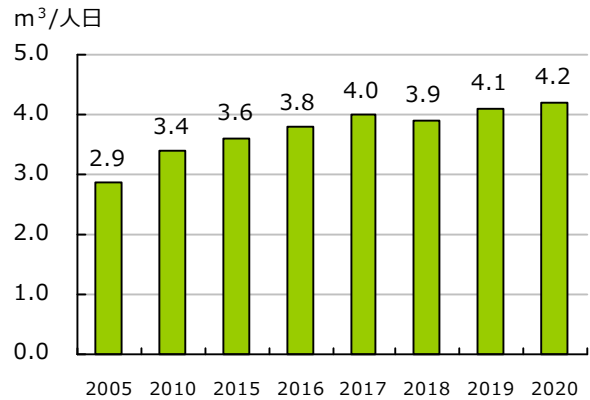
- ・経営改革に意欲的な経営体に対して、講師派遣や研修開催などに取り組んだ結果、需要に応じた計画的な生産や、山元への還元を増やす生産性の向上、需要者への直送取引を経営体に取り入れる「ビジネス林業」の定着を図る経営体は、増加傾向でしたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により木材生産が停滞したため、減少しました。
- ・2020年度の林業経営体の木材生産における労働生産性は、4.2m³/人日となり、年々向上しています。

図表 10 ビジネス林業の定着を図る経営体数



資料：県林業振興課調べ

図表 11 木材生産における労働生産性

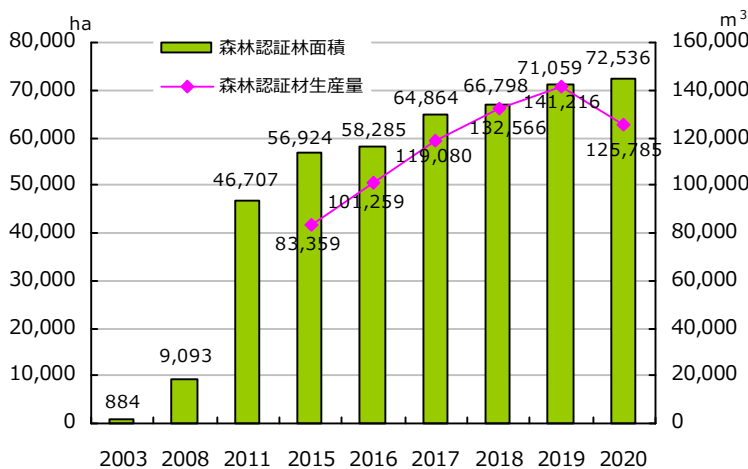


資料：県林業振興課調べ

6 森林認証

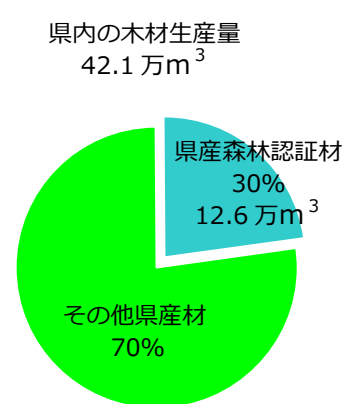
- ・森林認証は、世界基準の持続可能な森林管理が行われていることを第三者機関が認証する制度です。
- ・県内では、静岡県森林認証推進協議会と連携し、県営林を核とした認証の取得を進めました。その結果、県下全域に森林認証の取得・拡大の母体となる、認証管理団体が設立され、森林認証の取得面積は、2020年度時点で全国4位となる約7万3千ha(森林面積の14.6%)です。
- ・また、森林認証林から生産される認証材は約12万m³で、県内で生産される木材の約3割を占めています。

図表 12 県内の森林認証林の面積と森林認証材生産量



資料：県森林計画課調べ

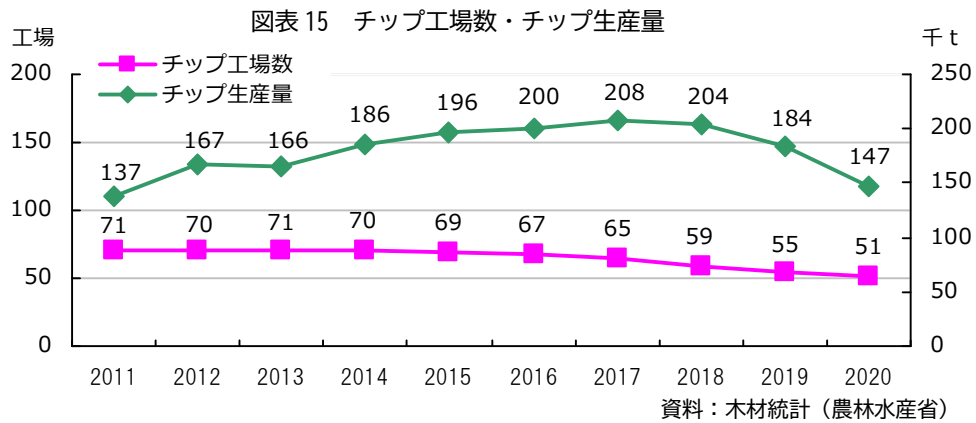
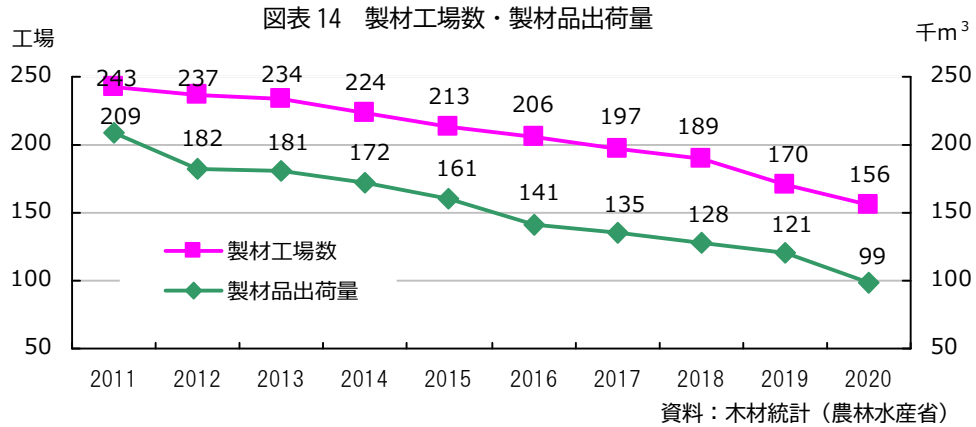
図表 13 森林認証林から生産された木材 (2020年)



資料：県森林計画課調べ

7 製材品・チップ生産

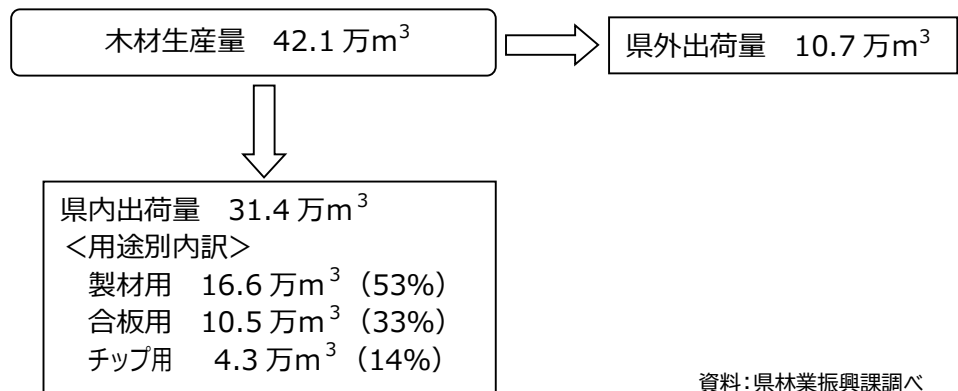
- ・2020年時点で、製材工場は、全国4位となる156工場ありますが、小規模な工場が多く、製材品出荷量は全国中位の99千m³であり、主な供給先となる住宅建築戸数の減少に伴い、工場数、出荷量ともに年々減少しています。
- ・チップ工場は、全国2位となる51工場あり、生産量は147千tとなっています。



8 木材の流通

- ・2020年に県内で生産された木材42.1万m³のうち、31.4万m³が県内に出荷されています。
- ・用途別内訳は、製材用が16.6万m³、合板用が10.5万m³、チップ用が4.3万m³となっています。

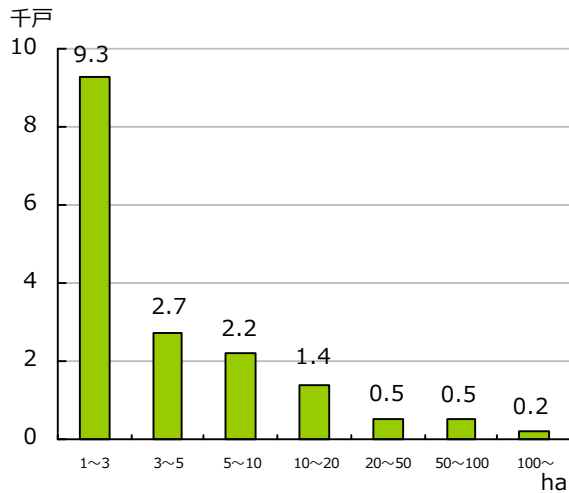
図表 16 県産木材の流通状況



9 森林経営計画

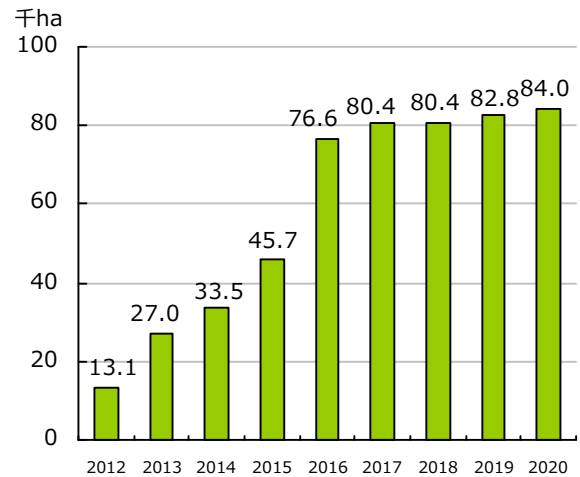
- ・森林所有者の大半が5 ha 未満の零細所有で分散していることから、面的にまとまりをもった効率的な森林施業の実施に向け、林家や林業経営体に対して森林経営計画の作成を支援した結果、森林経営計画の認定面積は8万 ha を超えました。

図表 17 保有山林規模別林家数



資料：2020 農林業センサス（農林水産省）

図表 18 森林経営計画認定面積

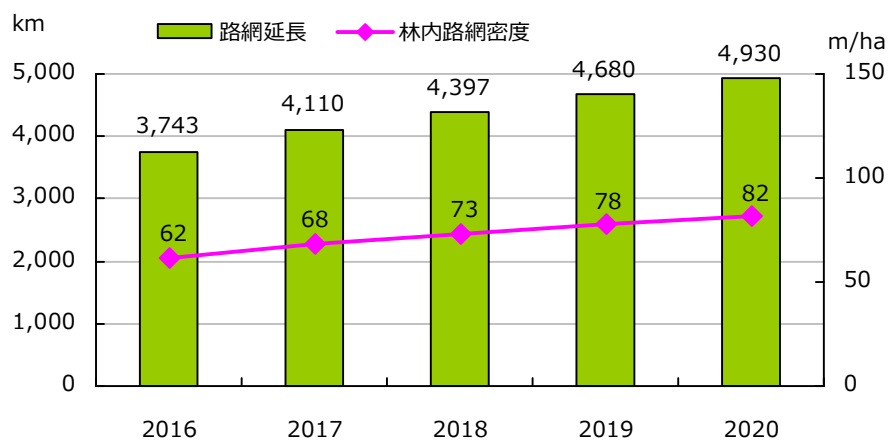


資料：県森林計画課調べ

10 林内路網

- ・効率的な森林整備の基盤として必要となる林内路網に対して、林道の整備と併せ、その支線としての林業専用道や森林作業道の整備に重点的に取り組んだ結果、林内路網密度は82m/ha になりました。

図表 19 林道の整備延長と林内路網密度

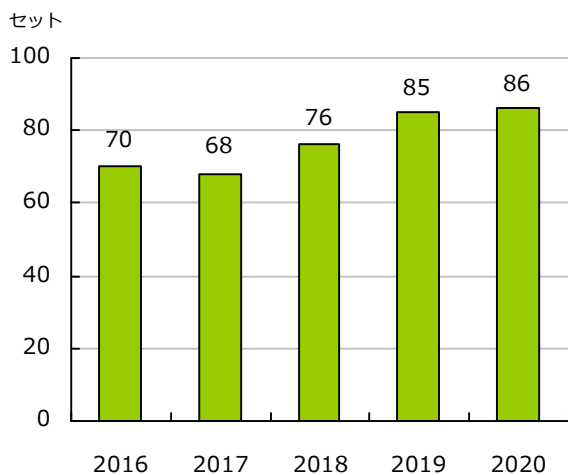


資料：県森林整備課調べ

11 高性能林業機械

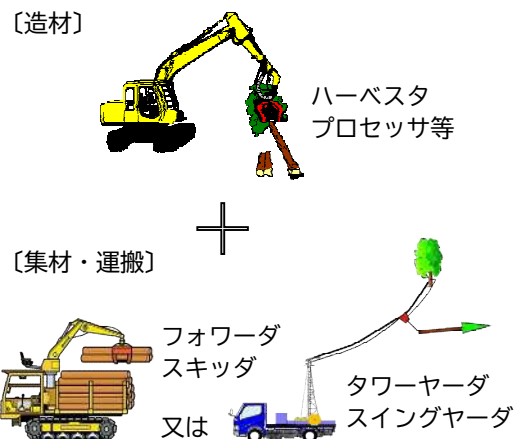
- ・木材生産のコストを縮減する高性能林業機械の導入に対して、その費用の一部を支援した結果、造材と集材・運搬を組み合わせた高性能林業機械の導入セット数は86セットになりました。

図表 20 高性能林業機械の導入セット数



資料：県林業振興課調べ

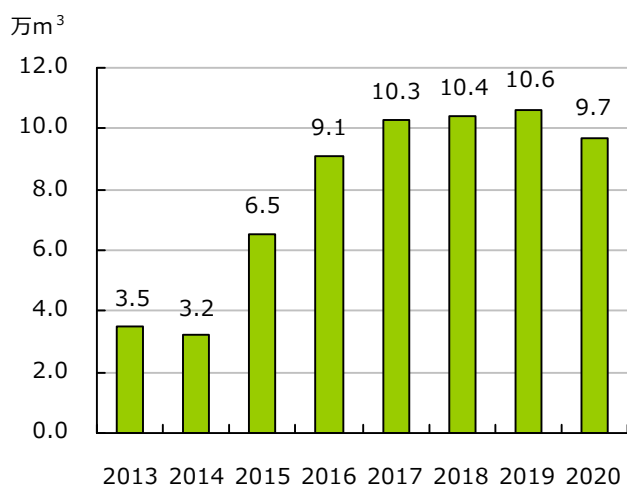
図表 21 高性能林業機械の導入イメージ



12 品質の確かな県産材製品、公共部門の県産材利用

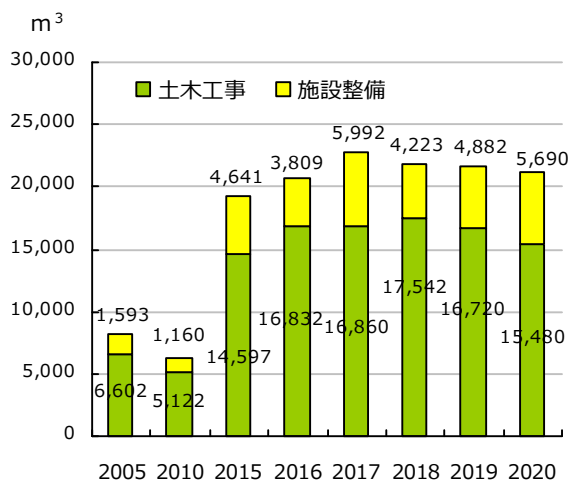
- ・品質の確かな製品を生産する製材・加工工場の施設整備やJAS認証取得、住宅助成による需要面からの供給力強化を支援した結果、しずおか優良木材やJAS製品などの品質の確かな県産材製品供給量は着実に増加しています。
- ・県では、2001年度、全庁的に取り組む木材需要拡大庁内会議を設置しました。2010年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、県方針を策定するとともに、市町においても木材利用の方針が策定され、各地で木造による公共建築物の整備が進み始めました。

図表 22 品質の確かな県産材製品供給量



資料：県林業振興課調べ

図表 23 公共部門の県産材利用量



資料：県林業振興課調べ

13 建築分野の木材利用

- ・我が国の2020年の建築着工床面積の現状を用途別・階層別に見ると、1～3階建ての低層住宅の木造率は8割を超えています。4階建て以上の中高層建築物と非住宅建築物の木造率は、いずれも1割以下と低い状況にあります。
- ・このことから、住宅が木材の需要、特に国産材、県産材の需要にとって重要であるとともに、中高層と非住宅分野は需要拡大の余地があります。

図表 24 階層別、住宅・非住宅別の着工建築物の床面積（全国）

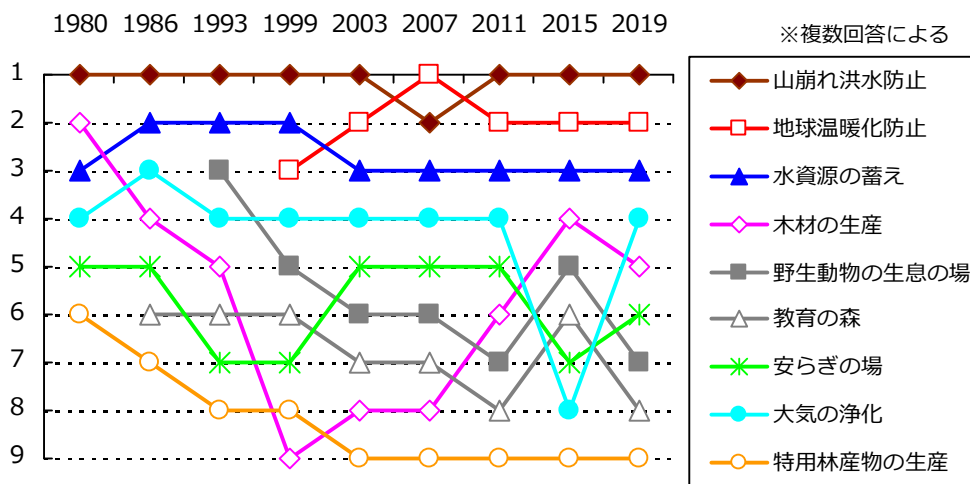


資料：令和3年版 森林・林業白書（林野庁）

14 森林に対する国民の期待

- ・内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する機能は、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」の順となっており、森林の公益的機能の発揮に対する期待が大きいことがうかがえます。また、近年は木材生産への期待が高まっています。

図表 25 国民が森林に期待する働き

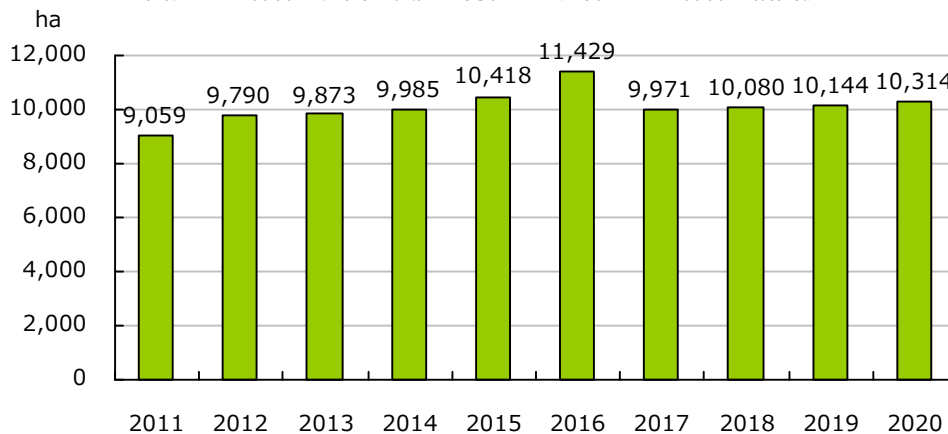


資料：森林と生活に関する世論調査（内閣府）

15 森林整備と森林吸収量

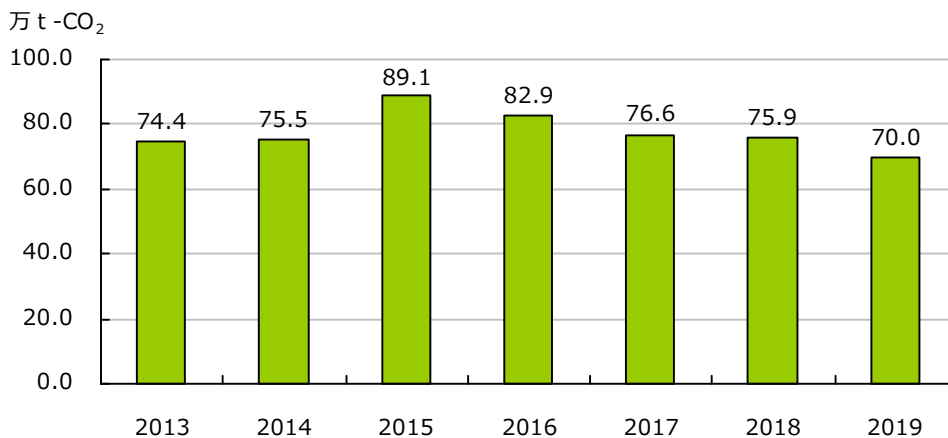
- ・水源かん養、災害防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定などの森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積は、京都議定書第2約束期間に定められた目標に基づく森林吸収量の確保を踏まえて設定した年間10,000haの目標を達成しています。
- ・適切な森林整備を継続的に実施することで、森林の二酸化炭素の吸収・固定機能が発揮され、森林吸収量が確保されています。

図表 26 森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積



資料：県森林整備課調べ

図表 27 【参考】 京都議定書に基づく森林吸収量（第2約束期間 2013年～2020年）



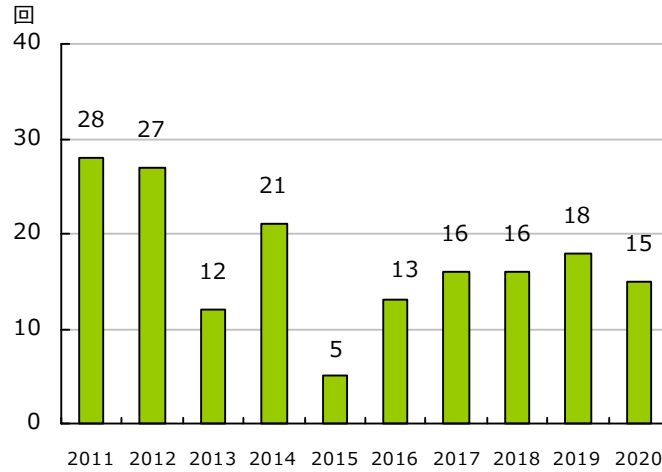
資料：京都議定書に基づく方法により算定された全国の森林吸収量を基に、資源量や整備量に応じて算出された参考値

16 山地災害

<豪雨の発生>

・10年の時間50mm以上の豪雨の発生回数は、2011年が最も多く、28回発生しました。

図表 28 静岡県における時間雨量50mm以上の降雨発生回数

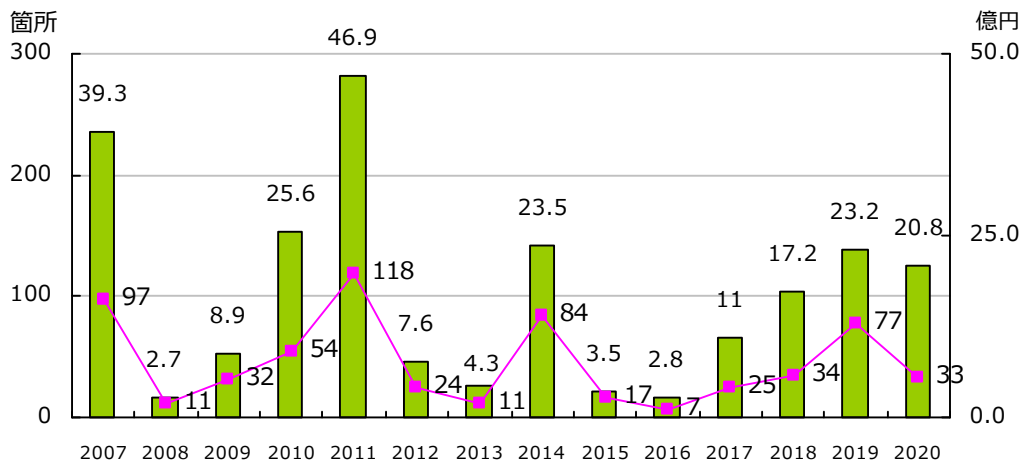


資料：県河川企画課調べ

<山地災害の発生>

・山地災害の発生箇所数は、豪雨の発生回数と連動して増減し、最も豪雨の発生回数が多かった2011年は、100件を超える山地災害が発生し、その被害額は約47億円でした。

図表 29 山地災害の発生箇所数と被害額

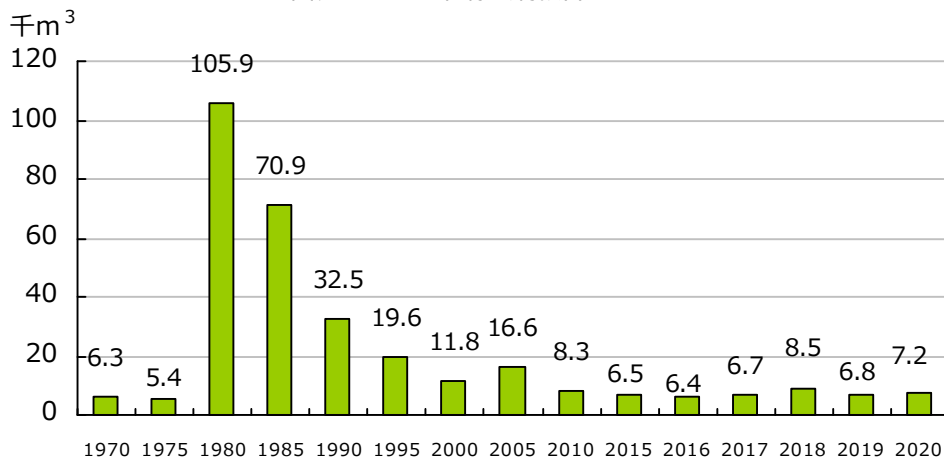


資料：県森林保全課調べ

17 森林病虫害

- ・マツ材線虫病被害量は、薬剤の予防散布や枯損した松の伐倒駆除などの対策を行った結果、1981年のピーク時に比べ大幅に減少したものの、近年は横ばいで推移しています。
- ・また、2010年からカシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」という森林病虫害が発生し、拡大しています。

図表 30 マツ材線虫病被害量

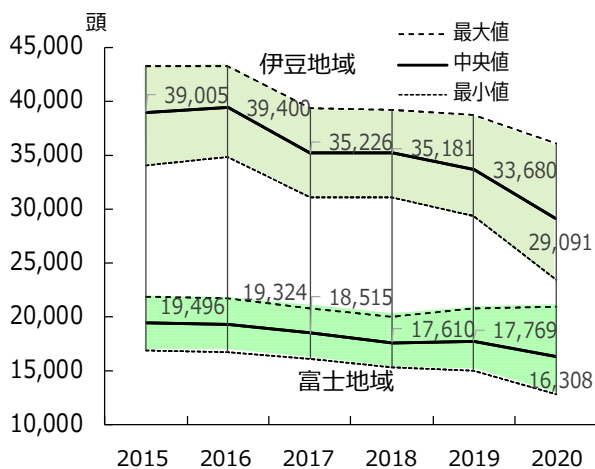


資料：県森林整備課調べ

18 ニホンジカの生息状況と捕獲

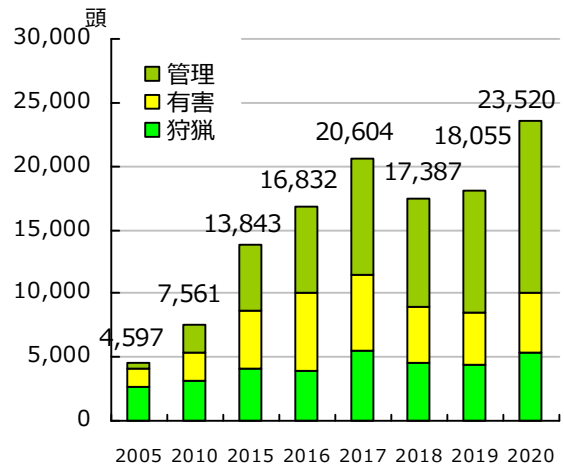
- ・2020年度の伊豆・富士地域におけるニホンジカの捕獲頭数は、過去最多となり、推定生息頭数は両地域ともに2018年度以降、減少傾向が明確となりましたが、いずれも計画どおりに減少していません。
- ・長期間にわたり高密度な状態が続いた結果、依然として自然植生の衰退など、生態系への影響が危惧される場所が見られます。

図表 31 伊豆・富士地域のニホンジカの推定生息頭数



資料：県自然保護課調べ

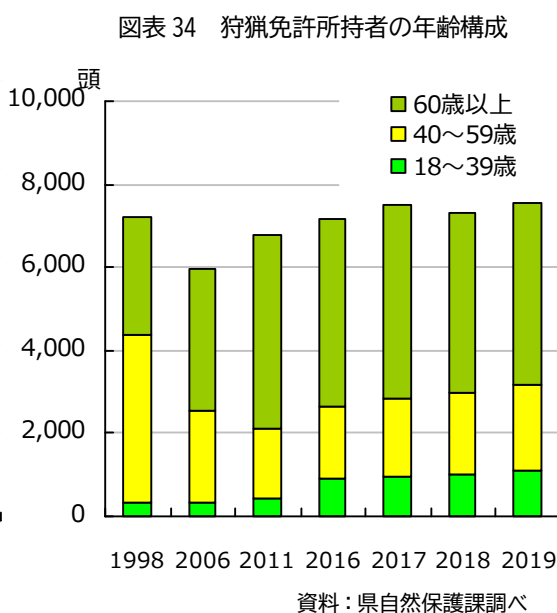
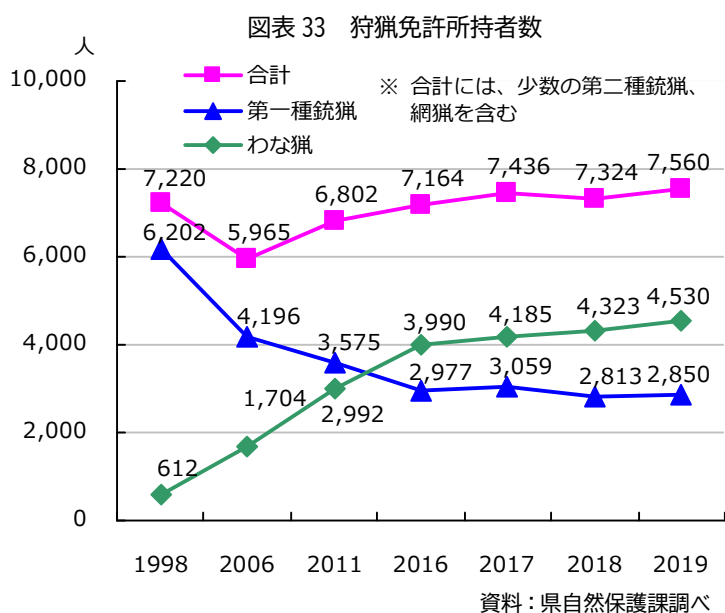
図表 32 伊豆・富士地域のニホンジカの捕獲頭数



資料：県自然保護課調べ

19 野生動物の捕獲の担い手

- ・近年、農林業者を中心としたわな猟免許取得者の増加により、狩猟免許所持者全体は増加傾向にあります。しかし、銃猟免許の未更新者も多く、銃猟者は減少傾向にあり、2012年度に銃猟免許所持者とわな猟免許所持者の人数が逆転しています。
- ・また、1998年度には60歳以上の狩猟者が占める割合は約4割でしたが、近年では6割程度となり、高齢化が進行しています。一方で、20～30歳代が少しずつ増加し、中堅層の40～50歳代が空洞化している状況です。
- ・現在、捕獲の主軸は60歳以上であり、更に高齢化が進むと、被害防止目的（有害鳥獣）捕獲等の従事者の確保に支障をきたすことが危惧されています。



20 県民の参加

<自然ふれあい施設>

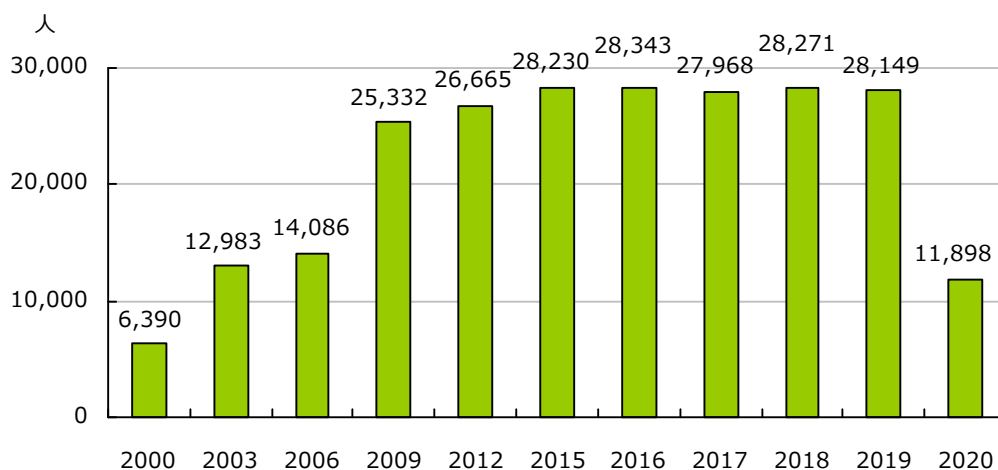
- ・自然ふれあい施設の利用者数は、100万人程度で推移しています。
- ・2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、運営を行いました。県立森林公園や県民の森などの一時休業の影響もあり、利用者数は減少しました。
- ・宿泊、研修利用の減少が大きかった一方で、県立森林公園（園地）や遊木の森では、行動制限下でも一定の利用があり、屋外活動のニーズは高まっています。



<森づくり県民大作戦>

- ・近年 28,000 人程度で推移していましたが、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や規模縮小により大幅に減少しました。

図表 36 森づくり県民大作戦参加者数

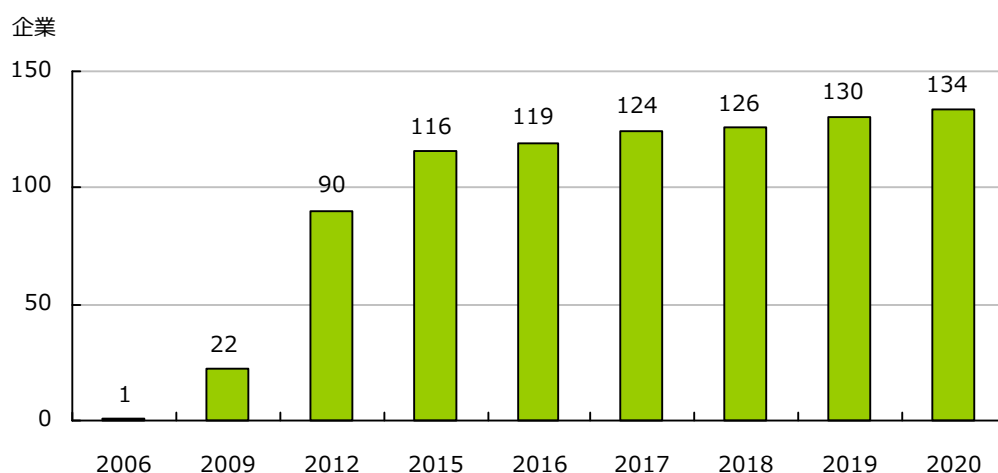


資料：県環境ふれあい課調べ

<しずおか未来の森サポーター>

- ・CSR（社会貢献）活動として、森づくり活動を希望する企業を支援する「しずおか未来の森サポーター制度」を2006年度に創設し、企業の参加を促しています。環境への意識の高まりや社会貢献の重要性から、参加する企業は年々増加しています。

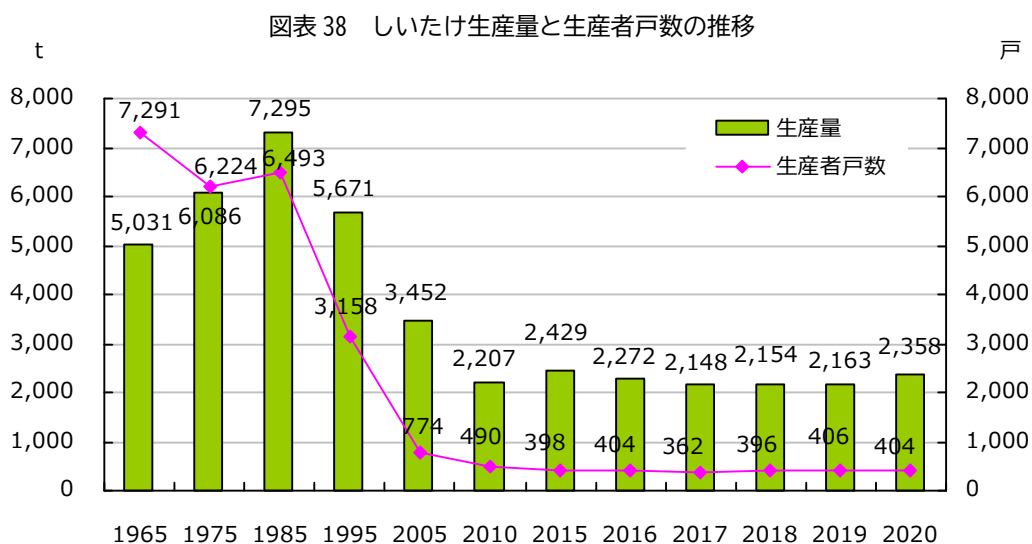
図表 37 しずおか未来の森サポーター企業数



資料：県環境ふれあい課調べ

21 しいたけ生産

- ・しいたけ生産量は、1985年をピークに大きく減少しましたが、生産資材の導入支援などに取り組んだ結果、近年は2,200 t程度で横ばいになっています。一方、生産者戸数は、後継者不足などから横ばい傾向で推移しています。



資料：県林業振興課調べ

22 木材利用による炭素貯蔵

- ・木材を住宅等の建築物や家具などに利用すれば、森林で吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵しておくことになります。例えば、一般的な木造住宅では、鉄骨プレハブ住宅や鉄筋コンクリート住宅の約4倍の炭素6 t-C (22 t-CO₂相当) を貯蔵しています。
- ・また、木材は、鉄やコンクリートなどの資材に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、木材利用は、製造・加工時の二酸化炭素の排出削減にもつながります。

図表 39 住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素放出量



資料：大熊幹章 (2003) 地球環境保全と木材利用, 一般社団法人全国林業改良普及協会: 54、岡崎泰男, 大熊幹章 (1998) 木材工業, Vol.53-No.4: 161-163.

資料：令和3年版 森林・林業白書 (林野庁)

用語解説

	用語	内容
あ 行	エリートツリー	形質や成長に優れた樹木を交配し、育ったものから更に優れたものとして選ばれた、初期成長が早く、材質や通直性に優れる特長をもった樹木 本県では、上記の特長に加え、花粉量が概ね半分以下で、農林水産大臣が「特定母樹」に指定したスギ・ヒノキの通称として使用
	オープンデータ	インターネット上に公開され、誰もが許可された範囲内で、自由に利用、複製、加工などができるデータ
か 行	海岸防災林	海からの強風、飛砂、潮の害から人々の暮らしを守るために、沿岸に造成された森林で、飛砂防備、防風、潮害防備のいずれかの保安林に指定されている海岸林
	架線集材	空中に張ったワイヤーロープに搬器を取り付け、伐採木を吊り上げて集材する方法
	関係人口	県外に生活拠点をもちながら、県内の地域を定期的・継続的に訪れて地域づくり活動に多様な形で参加する人々
	グレーディングマシン	木材の強さなどをタッピング法(打撃による固有振動数の測定)等により計測し、木材の強度性能を表示する機械
	県営林	県と土地所有者との間での県行造林契約の締結により、県が造成し、管理・運営する森林(県が土地を所有する森林は「県有林」)
	県産材証明制度	丸太、製材品、木材製品等に添付される販売管理表により、丸太の生産から最終使用者まで、どの段階からでも静岡県産の木材であることを証明できる仕組み
	航空レーザ計測・解析	航空機から照射したレーザにより計測した3次元点群データを解析することで、微地形や森林資源などの情報を広域・高精度に取得する技術
コンテナ苗	コンテナと呼ばれる容器のキャビティ(育成孔)に充填した培地で育苗された、根がむき出しになっていない「根鉢付き苗」で、植栽時期の範囲が広く活着率が高いこと、植栽工程の効率化も見込まれることから、造林コスト縮減への貢献が期待できる苗木	
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、波力・潮力、流水、地熱、バイオマスなど、自然の力で定期的・継続的に補充される、発電や熱利用等に用いられるエネルギー資源
	しずおか木の家推進事業者	木の良さや県産材を使うことの意義を県民に伝え、品質の確かな県産材製品の利用を県民(建築主)に積極的に提案する県内の住宅設計者または施工者(登録制)
	しずおか未来の森サポーター制度	企業の社会貢献(CSR)の一環として、森づくり活動を希望する企業を積極的に支援するための制度
	静岡モデル防潮堤	レベル1を超える津波に対し、既存の防災林の嵩上げ等により、できる限り施設により被害の最小化を図る本県独自の安全度の向上策であり、震源域に近く、津波の到達が早い低平地に人口・資産が集中し、広範囲に甚大な被害が想定される本県の特性を踏まえた取組

用語	内容
しずおか優良木材	しずおか優良木材認証審査会が定めた品質・寸法精度・含水率等の基準を満たした品質の確かな県産材製品
しずおか優良木材供給センター	しずおか優良木材の安定供給体制を構築するため、しずおか優良木材認証審査会から認定工場として認定された県内の製材・加工事業者によって構成する任意団体
JAS製品(木材)	寸法精度、材質、強度性能等が明確な木材として、登録認定機関が認定した工場においてJAS(日本農林規格)マークを付けて出荷される製品
15か月計画	木材(丸太)生産を年度が変わる時期にも切れ目なく行えるよう、前年度の3か月(1～3月)と後年度の12か月(4～3月)の15か月を一体として作成する生産計画
主伐型路網	主伐時に大量に生産される丸太の効率的な輸送を可能とする大型トラック(10t積)が通行できる作業用の路網
梢端部	樹木の最頂部で幹の先端の枝葉が密集している部分
森林環境譲与税	2019年度から市町と県に譲与され、市町は地域の実情に応じた森林整備及びその促進、県は市町の取組の支援等の財源として活用
森林クラウド	森林に関する様々な情報や地理情報を、県や市町、林業経営体等が、共有、利用、更新するために、インターネット上で一元的に管理するシステム
森林経営管理制度	森林所有者の意向に基づき、市町が森林の経営管理の委託を受け、林業経営や森林管理を行うことができる制度
森林経営計画	「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が一体的なまとまりのある森林を対象に、森林の施業や保護、路網整備等に関する5か年計画を作成し、認定を受ける制度
森林作業道	間伐等による木材の集材・搬出、再造林等の森林整備などの森林内の作業に継続的に使用される道であり、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐える構造を有する道
森林サービス産業	山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を、健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業
森林施業プランナー	森林所有者に、施業や管理の方針、事業収支等を提案し、森林施業を受託して、事業実施中の調整等を行う技術者
森林認証	世界的に深刻な違法伐採や森林の荒廃などを防ぐため、環境と経済を両立させた森林管理を第三者機関が評価・認証する制度
森林認証管理団体	複数の森林所有者等が共同で森林認証を取得する「グループ認証」による認証の取得や認証林の管理などを目的に、県内各地域に設立された協議会やグループ
森林認証推進協議会	森林認証制度の普及や森林認証材の利用促進、森林認証の取得拡大を目的に、認証管理団体等により組織された協議会
生物多様性	地域ごとに固有の自然があり、それぞれに特有の生き物があり、それら多くの生き物が様々な形でつながり合っている状態

さ
行

用語		内容
さ 行	全木集材	伐採現場で梢端部の枝葉が付いたまま伐採木を集材する方法
	早生樹	10数年～40年程度で木材利用が可能な樹種(コウヨウザン、センダン、テーダマツほか)、植栽後の初期成長が早く保育作業を省略できる樹種(エリートツリーほか)、バイオマスエネルギーとして数年～10数年で利用が可能な樹種(ヤナギ、ポプラほか)などの成長が早い樹木
た 行	地域の製材工場ネットワーク	中大規模の木造建築物などへの短期間でのまとまった納材に応えるため、地域の製材・加工工場間の水平連携や林業経営体との垂直連携により、ユーザーのニーズにワンストップで対応する、県内各地域に構築された共同受注体制
	地域の林業イノベーション協議会	航空レーザ計測・解析により取得した高精度森林情報の活用や、地域の実情に応じた先端技術の導入などを目的に、農林事務所管轄地域ごとに設置された、県、市町、林業経営体等からなる協議会
	地拵え	人工造林(植栽)や天然更新の準備のため、伐採木の枝葉や林地残材、雑草木を取り除く作業
	低コスト主伐・再造林実証事業	2018～2020年度に、主伐・再造林の低コスト化のため、高密度路網整備や、伐採から造林までの一貫作業などの実証を行った事業
	デジタル高精度森林情報	3次元点群データ等の解析により得られた、従来より精度の高い、樹種、樹高、立木本数、材積、微地形、傾斜等のデジタルデータ
	DX(デジタルトランスフォーメーション)	D(デジタル)とX(トランスフォーメーション:変革)を組み合わせた言葉で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
な 行	ナラ枯れ	カシノナガキクイムシが媒介する病原菌により感染する、ナラ類やカシ類の樹木が枯れる萎凋病の通称
	農林環境専門職大学	農林業経営や農林業生産のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論及び実践的なスキルを身につけるための大学で、4年制の農林環境専門職大学に、2年制の農林環境専門職大学短期大学部を併設
は 行	バイオマス	農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの
	PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法
	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	公共建築物等の公共部門において、県が率先して県産材利用を推進し市町等の取組を促進するための利用目標や取組、民間部門において利用を広げるための取組などを定めた計画(第6期計画期間:2022～2025年度)
	ふじのくに生物多様性地域戦略	本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する将来像やその実現に向けた方策を示す計画(計画期間:2018～2027年度)
	ふじのくに森の防潮堤づくり	平時には県民に親しまれる憩いの場となり、有事には津波に対する多重防御の一翼を担う、しなやかで粘り強い海岸防災林等を整備する取組

用語	内容	
は 行	ふじのくに林業イノベーションフォーラム	産学官の多様な主体の参画により、先端技術に関する情報と森林・林業の現場のニーズを共有し、技術の普及と現場実装に取り組む場として、2020年11月に設立
	閉鎖型採種園	エリートツリー同士を確実に交配させるため、外部花粉を遮断したビニールハウス等で、人工交配により優良な種子を生産することを目的とした施設
ま 行	マツ材線虫病	マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウを病原体とするアカマツやクロマツが枯れる伝染性萎凋病、世界4大樹木病害の1つ
	南アルプスサポーター	南アルプスにおける生物多様性の保全に当たり、共鳴・共感・行動の輪を広げていくためのサポーター（南アルプスの保全活動に直接的に貢献する、研究者、地域戦略推進パートナー、高山植物保護指導員のほか、南アルプスを未来につなぐ会会員、南アルプス環境保全基金への寄附者等）
	森づくり県民大作戦	森林ボランティア・企業・行政などの協働による森づくり活動を県内各地で行うもの
	森の力再生事業	公益性が高いにもかかわらず、所有者による整備が困難なため荒廃している森林の再生を図る、森林（もり）づくり県民税を財源とする事業
ら 行	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備、ダム建設再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方
	林業イノベーション	先端技術やデジタル技術の導入により、森林・林業の作業の効率化・省力化や安全性の向上を図る取組
	林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業に使用される支線林道であり、大型トラック（10t積）や大型林業機械等が安全に通ることができる規格・構造を有する自動車道
	林地残材	樹木の伐採や造材で発生し、搬出されずに林内に残置された端材や梢端部の材など
	レッドデータブック	野生生物について、現在どの程度絶滅の危機にあるか種ごとに評価し、ランクを付け、その生態や分布状況などを記載した解説書で、人間活動が野生生物にどのような影響を与えるかを予測する基礎資料となるもの
わ 行	ワーケーション	テレワークを活用し、リゾート地や温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと（Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語）

静岡県森林と県民の共生に関する条例

平成17年12月26日
静岡県条例第91号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 県民の合意の形成及び連携の促進（第4条－第12条）

第3章 森林との共生を図るための基本的な施策（第13条－第21条）

第4章 森林資源の循環利用の推進（第22条－第24条）

附則

静岡県は、美しく雄大な富士山や3,000メートル級の山稜が連なる南アルプスをはじめとして、天竜美林に代表される天竜川流域の林業地帯、天城を中心とする伊豆の森林など豊かで多彩な森林を有し、これらにより魅力ある「しずおか」が形づくられている。

森林は、太古の昔から、二酸化炭素の吸収と酸素の供給などにより地球環境の形成にかかわり、生命をはぐくむとともに、水を蓄え、災害を防ぎ、文化を育て、木材などの資源や癒しと安らぎの場を提供するなど、私たちの生活に極めて重要な役割を果たしてきた。

しかし、私たちの生活様式や経済活動の変化に伴い人と森林とのかかわりが薄れ、先人達が大切に守り育ててきた森林は、その多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっている。

また、近年では、地球の温暖化など環境の悪化への懸念から、持続可能な社会の実現が求められており、このためには、温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることのできる木材などの資源を石油などの資源に代えて積極的に活用していく必要がある。

森林の有する機能は私たちに様々な影響を与え、私たちの活動は森林に影響を与えるものであることから、森林の力が最大限に発揮されるよう「森林との共生」を図っていくことは、私たちに課せられた責務である。

このような認識の下に、森林の力を高め、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「しずおか」を創造し、未来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林との共生について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県、県民その他の者の役割を明確にするとともに、県民総参加による合意と連携の仕組みをつくることにより、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国及び市町（財産区を含む。以下同じ。）を除く。）をいう。
- (2) 森林との共生 県民が、森林を守り、育て、及び活かすことにより、森林との良好な関係を築きながら、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることをいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、癒しと安らぎの場の提供、文化の醸成等の機能（第16条第1項においてこれらを「森林の有する公益的機能」という。）に林産物を供給する機能を加えた森林の機能をいう。
- (4) 持続可能な社会 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をいう。
- (5) 森林組合等の事業者 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定による森林組合及び森林の施業を行う事業者をいう。
- (6) 事業活動を行う者 県内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (7) 森林の施業 植栽、下草刈り、枝払い、除伐、間伐、伐採等の林業経営に必要な作業をいう。
- (8) 木材産業関係者 木材産業その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を営む者をいう。

（基本理念）

第3条 森林は県民に対し、県民の活動は森林に対して相互に影響を与えるものであることから、森林との共生を自らの責務として認識し、常に森林に関心を持って、森林からもたらされる恵みを県民共有の財産として未来に継承していかなければならない。

- 2 森林との共生は、森林の適正な整備及び保全が図られるよう、県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割と責務を果たしながら推進されなければならない。
- 3 森林との共生は、森林が気候風土や生態系に深く関係しているとともにその成長に長い年月を要するものであることから、地域の特性に応じ、かつ、長期的な展望に立って推進されなければならない。
- 4 森林との共生は、森林資源が持続可能な社会の実現に資する再生産の可能な資源であることから、その持続的かつ有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

第2章 県民の合意の形成及び連携の促進

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林との共生に関し、県民の理解を深め、県民の共通の目標を設定し、及び総合的かつ計画的に施策を実施するよう努めるものとする。

2 県は、森林との共生に関し、県民、森林所有者、事業活動を行う者等の合意の形成及び連携の仕組みを整えるよう努めるものとする。

3 県は、国及び市町と連携し、森林との共生の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、基本理念にのっとり、森林との共生に関し、自ら知恵及び労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。

2 県民は、前項に定めるもののほか、山村及び里山周辺その他の森林の影響を直接的に受ける地域の住民（以下「森林地域の住民」という。）等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、地域において生産される木材その他の森林資源（以下「地域材等」という。）を積極的に活用するよう努めるものとする。

4 森林を整備するボランティア活動を行う個人又は団体（以下「森づくり活動を行うもの」という。）は、その活動を恒常的に推進するよう努めるとともに、森林地域の住民又は他の森づくり活動を行うものとの連携を図ることにより、県民にその活動等を広めるよう努めるものとする。

5 森林地域の住民は、当該地域における森林、動植物等の状況その他の森林との共生に関する情報を発信するよう努めるとともに、森づくり活動を行うものを受け入れる体制づくりなどにより、その活動に協力するよう努めるものとする。

(事業活動を行う者の役割)

第6条 事業活動を行う者は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林との共生に配慮するよう努めるものとする。

2 事業活動を行う者は、森林との共生に関し、自ら事業活動を通じて培った技術及び組織を活用した労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。

3 事業活動を行う者は、前項に定めるもののほか、森林地域の住民等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

4 事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域材等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、自らの所有する森林が森林地域の住民はもとより広く県民に影響をもたらすことを自覚し、基本理念にのっとり、その適正な整備及び保全を図るよう努めるものとする。

2 森林所有者は、前項に規定する整備及び保全を自ら行うことが困難である場合には、他の森林所有者との共同による作業、森林組合等の事業体への委託その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 森林所有者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、計画的に木材を生産して消費者に供給するよう努めるものとする。

4 森林所有者は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に対し、自らが所有する森林の使用を認める等積極的に協力するよう努めるものとする。

(森林組合等の事業体の役割)

第8条 森林組合等の事業体は、森林が広く県民に影響をもたらすこと及び木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、地域における森林経営の中核的な担い手として、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全、木材の安定的な供給の推進並びに人材の育成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林組合等の事業体は、森林の適正な整備が遅れている森林所有者はもとより、広く森林所有者に対し、地域における森林所有者相互の森林との共生に関する合意の形成の仲介、森林の施業に関する計画の提案その他の措置を講ずることにより、計画的な森林整備を促進するよう努めるものとする。

3 森林組合等の事業体は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。
(木材産業関係者の役割)

第9条 木材産業関係者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、品質の確かな地域材等の安定的な供給その他の取組を連携して、かつ、積極的に推進するよう努めるものとする。

2 木材産業関係者は、新たな製品の開発その他の消費者の需要を喚起する方法により、地域材等の有効な活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 木材産業関係者は、事業活動を行う者等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(森林県民円卓会議の設置及び所掌事務)

第10条 県は、県民の森林との共生に関する合意の形成及び連携した取組を促進するため、森林県民円卓会議を置く。

2 森林県民円卓会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 地域の特性に応じた森林との共生に関する事項について、地域の住民等の意見を収集すること。

(2) 前号に規定する地域の住民等の意見に基づく地域の森林に関する課題及び提案について協議すること。

(3) 前号の規定による協議の結果を森林との共生に関する基本的な方針としてとりまとめること。

(4) 前号に規定する基本的な方針について、広く情報を発信すること。

3 前2項に定めるもののほか、森林県民円卓会議に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(森林との共生に関する基本的な計画)

第11条 知事は、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ効果的に推進するため、森林との共生に関して県民の共通の目標となる基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、森林との共生に関する中長期的な目標、取組の方向その他の必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、必要に応じて基本計画に森林との共生に関する施策を重点的に推進するための地域を定めることができる。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民に意見を求めるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林との共生に関する白書)

第12条 知事は、毎年、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 森林との共生を図るための基本的な施策

(県民の理解の促進)

第13条 県は、県民に森林とのふれあいの場を提供するため、県有林を活用するとともに、県民がふれあうことのできる森林に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が森林との共生に関する取組に接する機会の充実に図るため、その取組に関する活動の情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、森林との共生に関する県民の理解を深めるため、森林に関する情報の提供、森林に関する学習機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の参加の促進)

第14条 県は、森林との共生に関する取組への県民の参加を促進するため、県民の意見を当該取組に反映させることのできる機会の確保、森づくり活動を行うもの等と連携した当該活動の展開、地域材等の利用の拡大に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の適正な整備)

第15条 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森林所有者、森林組合等の事業体等に対し、その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じた森林の施業に係る技術の普及、効率的な森林の施業に対する支援その他の森林の適正な整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森づくり活動を行うものに対し、その活動の支援、当該森づくり活動を行うものと森林地域の住民等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の適正な保全)

第16条 県は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、森林所有者、森林組合等の事業者等と連携し、森林の現況の把握、山地災害、病虫害被害等の予防及び復旧のための対応策の策定及び実施、行為の規制、自然生態系の保全その他の森林の適正な保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、県は、すべての県民の協力により同項の措置を講ずることができるよう、県民への必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林との共生に関する技術の向上)

第17条 県は、森林との共生に関する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関と連携した研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第18条 県は、森林組合等の事業者、森林地域の住民等と連携し、森林との共生を図ることができる専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、及び確保するよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定により人材を育成し、及び確保するため、森林との共生に係る業務に従事する技術者の労働条件の向上の促進、就労の促進、高度な技術の習得の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、森づくり活動を行うもの及び森林に係る環境教育を行うことができる人材を育成するために、研修を実施し、又は指導者の養成を行う者を支援するよう努めるものとする。

(魅力ある山村づくりの推進)

第19条 県は、森林との共生に資する魅力ある山村づくりを推進するため、山村地域における生活環境の整備の促進、就業機会の確保に対する支援、都市と山村との間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県営林の管理)

第20条 県は、森林との共生に関する取組の模範となるよう、県営林を計画的かつ適切に管理するものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、森林との共生に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 森林資源の循環利用の推進

(地域材の安定的な供給)

第22条 県は、地域材（地域において生産される木材をいう。以下同じ。）の安定的な供給を図るため、地域材の生産基盤の整備、地域材の加工体制の整備及び地域材の流通体制の整備の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域材の利用の拡大)

第23条 県は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への地域材の活用の促進、県民の地域材に対する理解の促進、公共事業への地域材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林資源の有効な活用)

第24条 県は、森林資源の有効な活用を図るため、木材の多段階利用（木材を、建築用資材、家具、紙、肥料、燃料その他の用途に、その形を変えながら可能な限り利用し、又は再利用することをいう。）及び木材の新たな用途の開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林資源が再生可能な範囲で利用されるよう、利用可能な当該資源の把握、その情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県森林と県民の共生に関する条例の概要

1 趣旨

県民生活に重要な役割を果たしてきた森林は、人とのかかわりが薄れ、その多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっています。

このため、森林との共生の実現に向けて、すべての県民の役割や責務を明らかにした上で、県民相互の合意と連携を基に、森林の整備・保全、森林資源の循環利用に取り組むことを明示した条例を平成 17 年 12 月に制定しました（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

2 条例の概要

<第 1 条：目的>

“森林と県民の共生”を推進することで、“持続可能な社会”の実現に寄与する。

<第 3 条：基本理念>

森林との共生を自らの責務として認識し、県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割を果たしながら、森林の適正な整備や保全を図り、森林資源を持続的かつ有効に活用することで、森林からもたらされる恵みを県民共有の財産として未来に継承していく。

3 規定する項目

章 区 分		内 容
第 1 章	総則（第 1～3 条）	・ 条例の目的や基本となる考え方
第 2 章	県民の合意の形成及び連携の促進（第 4～12 条）	・ すべての県民の役割 ・ 森林県民円卓会議の設置 ・ 森林との共生に関する基本的な計画 ・ 森林との共生に関する白書
第 3 章	森林との共生を図るための基本的な施策（第 13～21 条）	・ 県民理解の促進と県民参加の促進 ・ 森林の適正な整備、森林の適正な保全 ・ 森林との共生に関する技術の向上 ・ 人材の育成及び確保 ・ 魅力ある山村づくりの推進 ほか
第 4 章	森林資源の循環利用の推進（第 22～24 条）	・ 地域材の安定的な供給 ・ 地域材の利用の拡大 ・ 森林資源の有効な活用

4 森林との共生に関する県民各々の役割

役割対象区分	条項	役割内容
県民等	第 5 条	・ 知恵と労力の提供、費用の負担 ・ 地域の木材等の森林資源の積極的な利用
事業活動を行う者	第 6 条	・ 森林との共生に関する取組への参加、協力 ・ 地域の木材等の積極的利用
森林所有者	第 7 条	・ 森林の適正な整備・保全 ・ 木材の計画的な生産と供給 ・ 森林との共生に関する取組への積極的な協力
森林組合等の事業者	第 8 条	・ 森林の適正な整備・保全、木材の安定的な供給の推進、人材の育成 ・ 森林との共生に関する取組への積極的な協力
木材産業関係者	第 9 条	・ 品質の確かな地域材の安定的な供給 ・ 地域材等の有効な活用への取組 ・ 森林との共生に関する取組への積極的な協力
県	第 4 条	・ 総合的かつ計画的な施策の実施 ・ 森林との共生に関する合意の形成と連携の仕組みづくり ・ 国及び市町との連携

持続可能な森林整備システムの構築に向けた提言(平成 16 年 11 月) (静岡県森づくり百年の計委員会)

1 趣旨

本県の森林を良好な形で維持していくためには、林業活動における経済を主体とした視点のシステムでは限界があることから、県民、森林・林業関係者、行政が連携し、社会や環境の視点を加えた新たな「持続可能な森林整備システム」(持続的に森林を適正に整備していくことを可能にする仕組み)を構築することが重要であり、その構築に向け次の事項に取り組むことが提言されました。

2 「持続可能な森林整備システム」の構築に向けて取り組む事項の概要

(1) 「持続可能な森林整備システム」の核となる組織の再編強化

- ア 県民参加の森林整備や林業による循環利用を実現するため、それぞれの役割などを明示した森林に関する条例の制定
- イ 森林関係の計画作成への県民の参加や森林・林業の情報の収集、取得の場となる「森林センター」「森づくり県民会議」の設置
- ウ 森林整備への自主的、継続的な直接参加を容易にする、森林所有者、地域住民による受け入れ組織としての「里山クラブ」の設置
- エ 森林所有者からの経営受託や採算性の高い集団的施業、木材の安定供給などを推進し、森林資源の循環利用を担う森林組合などの林業事業者への転換

(2) 「持続可能な森林整備システム」を動かす新しい人材の育成

- ア 環境や経営、生態など幅広い分野の専門的知識、技術を有する人材の確保と能力向上の研修教育を行う農林大学校の機能強化
- イ 森林・林業技術に関する資格制度の創設と資格取得者の積極的活用や技術、能力の適正な評価、処遇など作業員から技術者へのキャリア・アップ支援

(3) 県民共有の財産である森林への公的関与の拡大

- ア 「荒廃森林の再生」に必要な費用負担の方法として、「県民税超過課税(個人・法人均等割)」による制度の創設
- イ 「荒廃森林の再生」は、荒廃の恐れのある森林を混交林化し、生物多様性の確保など多面的機能の発揮を目指す。その方法は公的関与を拡大するもので先進的施策と認められ、新たな負担を県民に求めることも必要である。
- ウ 負担の方法は、県民に均等に負担を求める県民税超過課税(個人・法人均等割)が相応しい。新しい負担を県民税超過課税により求める場合、他の税収、支出と明確に区分する基金等の設置と事業の透明性確保と意見反映の仕組みの創設

～静岡県森づくり百年の計委員会～

- ・委員会は、学識経験者 19 名、県民から公募した県民委員 5 名の計 24 名で構成されました。
- ・知事より、“森林を持続的な形で良好な状態に維持していく具体的・実践的な取組の提言”を求められ、平成 15 年度から平成 16 年度までの 2 年間の議論を経て提言をまとめました。